

中間検査の手引き

(四日市市版)

四日市市 都市整備部 建築指導課
令和6年4月

【 目 次 】

1. 中間検査の基本的な考え方.....	2
1-1 中間検査を行う区域	
1-2 中間検査を行う期間	
1-3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模	
1-4 指定する特定工程及び後続工程(特定工程後の工程)	
1-5 適用の除外	
1-6 確認申請時の留意事項	
1-7 完了検査申請時の留意事項	
2. 手数料について.....	12
2-1 中間検査申請手数料	
2-2 完了検査申請手数料(中間検査対象建築物)	
2-3 中間検査を行う部分の床面積	
3. 中間検査の内容.....	16
3-1 中間検査の基本的事項	
3-2 検査の特例の活用	
3-3 現場検査	
3-4 申請書提出時留意事項	
3-5 中間検査申請書添付書類及び準備書類	
3-6 検査前確認項目	
4. Q & A.....	34
5. 様 式.....	41
6. 関連告示、事務連絡等.....	59
7. 参考図書.....	71

この手引きについて

中間検査制度は、建築基準法（以下「法」という。）第7条の3第1項に基づき、特定行政庁がその地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間及び建築物の構造規模、用途又は特定工程の指定を行い、当該建築物に関する工事の施工中に、建築主事が「建築基準法関係規定に適合しているかどうか」を検査するものです。

この手引きは、本市において中間検査制度を実施するにあたり中間検査の基本的な考え方等についてまとめたものです。

1. 中間検査の基本的な考え方

平成 19 年 6 月 20 日に改正建築基準法が施行され、階数が 3 以上である共同住宅の 2 階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程が特定工程として規定されました（法第 7 条の 3 第 1 項第一号）。また、四日市市では平成 19 年 6 月 20 日より一定規模以上の特殊建築物を対象に特定工程等を定め、中間検査を実施してきました（四日市市告示第 279 号）。しかしながら、これまで中間検査が実施されていなかった戸建てなどの住宅の用途に供する建築物について、不適切な工事監理を原因とする問題が多々生じていた状況を踏まえ、近い将来に南海トラフ地震等の大地震の影響が予測される本市としては、事前防災の観点から令和 3 年 7 月に延べ面積が 50 m² 超え、または 2 階以上の新築の住宅の用途に供する建築物を新たに中間検査の対象としました。

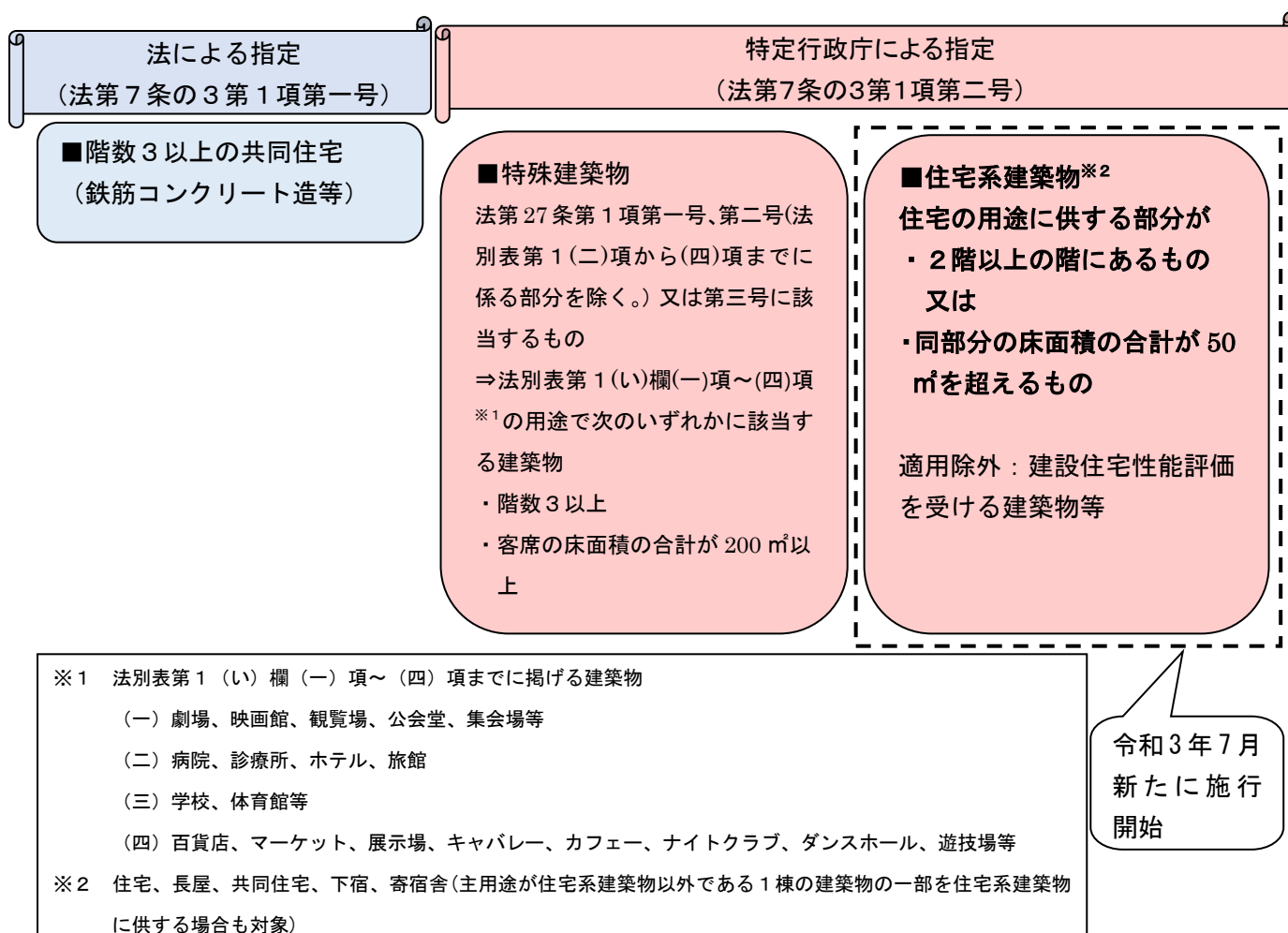


図1 中間検査の対象について

1-1 中間検査を行う区域

(1)法第7条の3第1項第一号によるもの

四日市市全域

(2)法第7条の3第1項第二号により、四日市市が定めるもの

四日市市全域。

(なお、三重県及び県内の他の特定行政庁も同様の内容で指定されています。)

1-2 中間検査を行う期間

(1) 法第7条の3第1項第一号によるもの

期間の定めはありません。

(2) 法第7条の3第1項第二号により、四日市市が定めるもの

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間です。

※3年間ごとに期間を更新しています。

(3) 住宅系建築物が中間検査の対象となる適用時期について

住宅系建築物に係る中間検査の要否判断については、令和3年6月30日までに確認申請が行われたものは、中間検査の適用対象外となり、令和3年7月1日以降に確認申請を行うものが中間検査の適用対象となります。

なお、令和3年6月30日までに確認申請を行った住宅系建築物で、同年7月1日以降に計画変更の確認申請を行うものについては、中間検査の適用対象外となります。

以上をまとめると、図1-2のようになります。

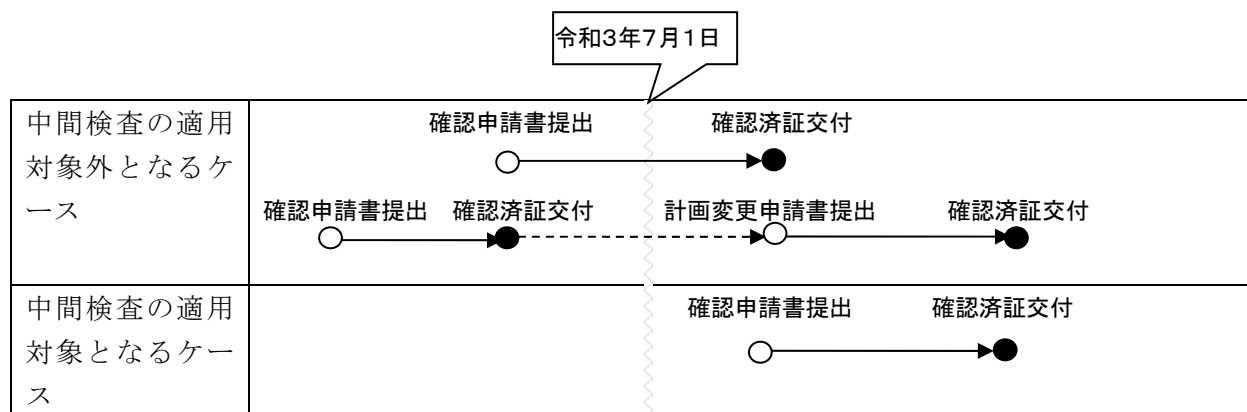


図1-2 中間検査の要否判断について

1-3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

(1) 法第7条の3第1項第一号によるもの

階数が3以上ある共同住宅とされていますが、複合用途の場合の適用対象建築物は次のとおりです。

①「一の建築物」であり、次の例のように一部が共同住宅で他の用途と混在する建築物の場合は、特定工程である2階部分が他の用途であっても、中間検査の対象となります。また、エキスパンションジョイントで接し、構造的には独立部分とみなせるものであるが、使用上、用途上、防火避難上その他の条件から「一の建築物」である場合には、他用途の独立部分も検査対象となります。（図1-3-1参照）

②敷地内に、共同住宅のA棟（複合用途のものを含む）と他用途のB棟があり、それぞれ独立した一の建築物である場合には、A棟のみが検査対象となります。

また、工事種別については、限定されていません。（1-4の特定工程に該当する工事があるものは全て適用されます）。

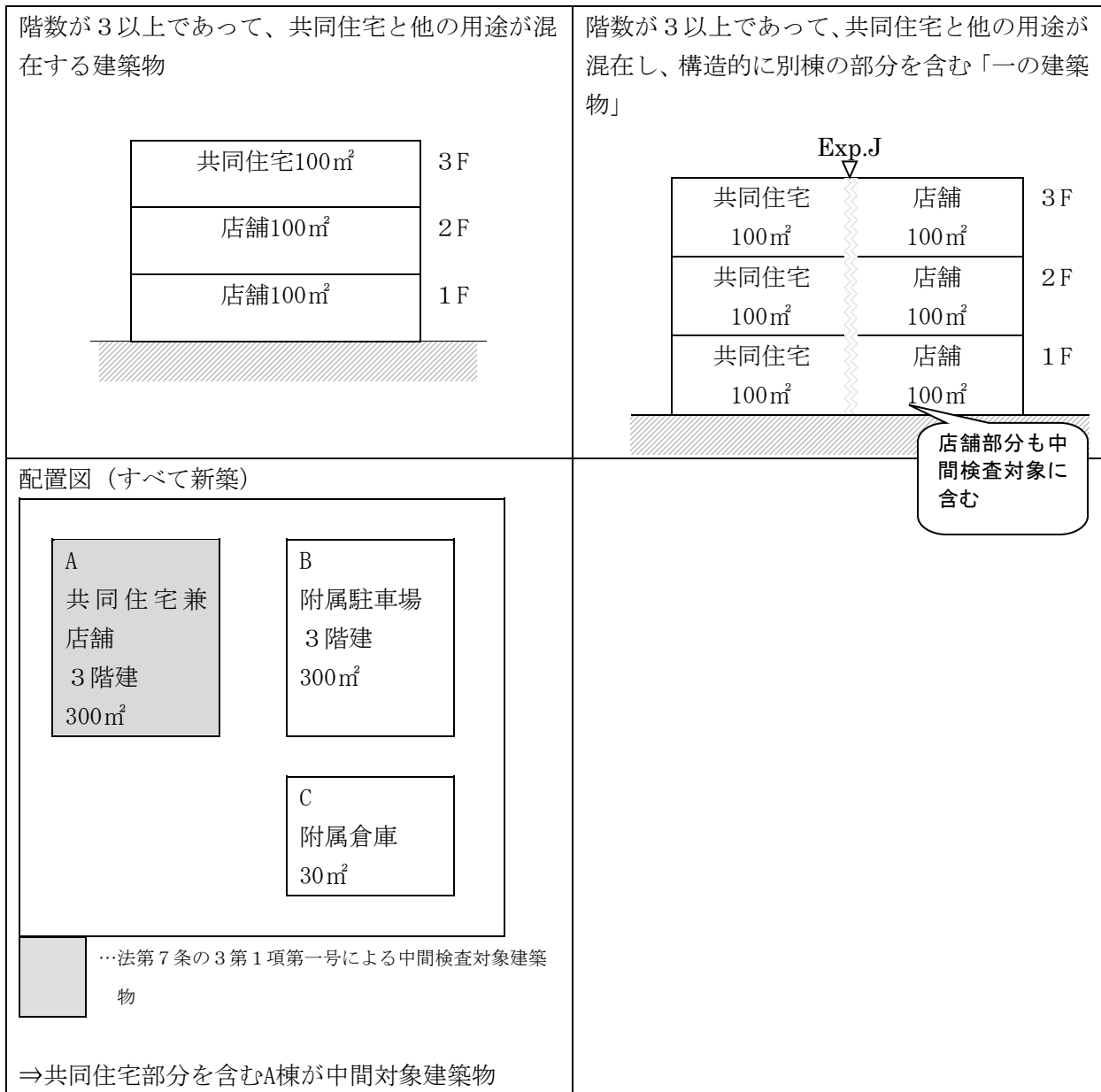


図1-3-1 法第7条の3第1項第一号による中間検査対象建築物

(2) 法第7条の3第1項第二号により、四日市市が定めるもの

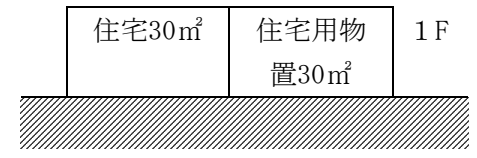
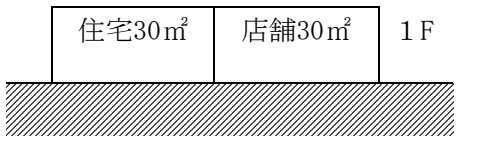
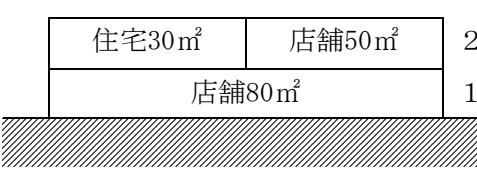
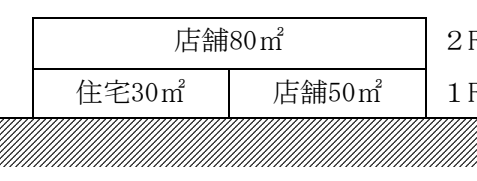
指定する建築物の構造、用途及び規模は法第27条第1項第一号、第二号（法別表第1（2）項から（4）項までに係る部分を除く。）又は第三号に該当するもの及び住宅（住宅用途以外の用途を兼ねるもの、長屋住宅、共同住宅（法第7条の3第1項第一号によるものを除く。）、下宿及び寄宿舎を含む。）の用途に供する新築の建築物で表1-3右欄に該当する規模のものが対象になります。なお、新築であるかの判断は、敷地単位ではなく棟単位で判断します。

表1-3 法第7条の3第1項第二号による建築物

対 象 用 途		対 象 規 模
特殊建築物※	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	・左欄の用途に供する部分が3階以上にあるもの (若しくは、) ・客席の床面積の合計が200㎡(屋外観覧席にあっては1,000㎡)以上のもの
	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル、旅館、その他これらに類するもので政令で定めるもの	・左欄の用途に供する部分が3階以上にあるもの
	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの	・左欄の用途に供する部分が3階以上にあるもの
	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの	・左欄の用途に供する部分が3階以上にあるもの (若しくは、) ・左欄の用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上のもの
住宅系建築物※	住宅、長屋、共同住宅、下宿、寄宿舎	・左欄の用途に供する部分が2階以上にあるもの (若しくは、) ・左欄の用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるもの

※1棟の建築物に複数の対象用途を含んでいる場合、それぞれの対象用途に応じた対象規模に該当するか否かをもって、当該建築物が中間検査の対象となるかどうかを判断します。

(図1-3-2参照)

対象となる建築物	対象外となる建築物
<p>・住宅系建築物の用途に供する部分の床面積 >50㎡</p> 	<p>・住宅系建築物の用途に供する部分の床面積 ≤50㎡</p> 
<p>・住宅系建築物の用途に供する部分が2階以上</p> 	<p>・住宅系建築物の用途に供する部分が1階のみ</p> 

※住宅系建築物の用途と他の用途との共用の部分(車庫等)については、原則、各用途の面積按分とします。

図1-3-2 住宅系建築物の中間検査対象の該当判断例

1-4 指定する特定工程及び後続工程(特定工程後の工程)

(1) 法第7条の3第1項第一号によるもの

建築基準法施行令（以下、令という）第11条に特定工程、第12条に後続工程が定められています。

特定工程（令第11条）	後続工程（令第12条）
2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事

「階数が3以上の共同住宅の2階の床」の判断例を次に示します。

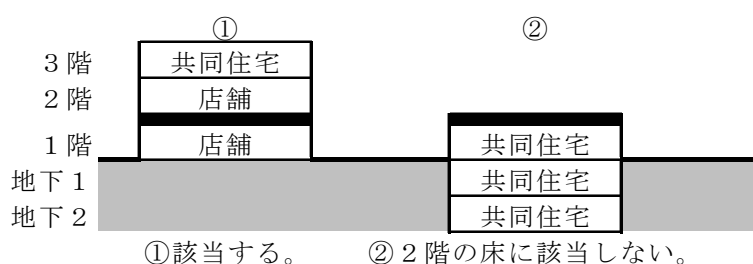


図1-4-1 階数が3以上の共同住宅の3階の床の判断例

構造種別については規定がありませんが、適用については次のようになります。

①鉄骨造、木造

床及びはりの両方に配筋工事がある場合が対象となります。従って、梁が鉄骨造、木造の場合は原則として適用の範囲外となります。ただし、(2)の四日市市が定めるものに該当することがありますのでご注意ください。

②鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等

上表のと通りの適用となります。なお、プレキャストコンクリート造については、平成19年7月18日付け国住指第1648号により特定工程の判断時期が示されています。

工区が複数に分かれている場合は、各工区で特定工程に至った際にはその都度中間検査を受ける必要があります。

(2) 法第7条の3第1項第二号により、四日市市が定めるもの

特定工程は、建築物の耐震性を確保するために重要な工程を指定しています。躯体工事の早期の段階として、鉄骨造にあっては建方工事、鉄筋コンクリート造にあっては床の配筋工事等を対象としています。

木造にあっては、構造材相互の接合状況、筋かい等設置状況などについて検査する必要性が高いと考えられることから、それらが確認できるように特定工程及び特定工程後の工程を指定しています。

特定工程後の工程については、中間検査に合格しなければ、その後の工程を行うことが出来ないことから、検査する部分を覆う工程を指定しました。(表1-4参照)

なお、特定工程及び後続工程は、附属建築物以外の建築物の工事に係るものとし、附属建築物以外の建築物が2以上ある場合は初めて特定工程に係る工事を行った建築物とします。また、1の建築物の工区を分けた場合は最初の工区に係るものとしします。

なお、附属建築物(居室を有するものに限る)のみの場合の特定工程及び後続工程については、当該附属建築物の工事に係るものとしします。

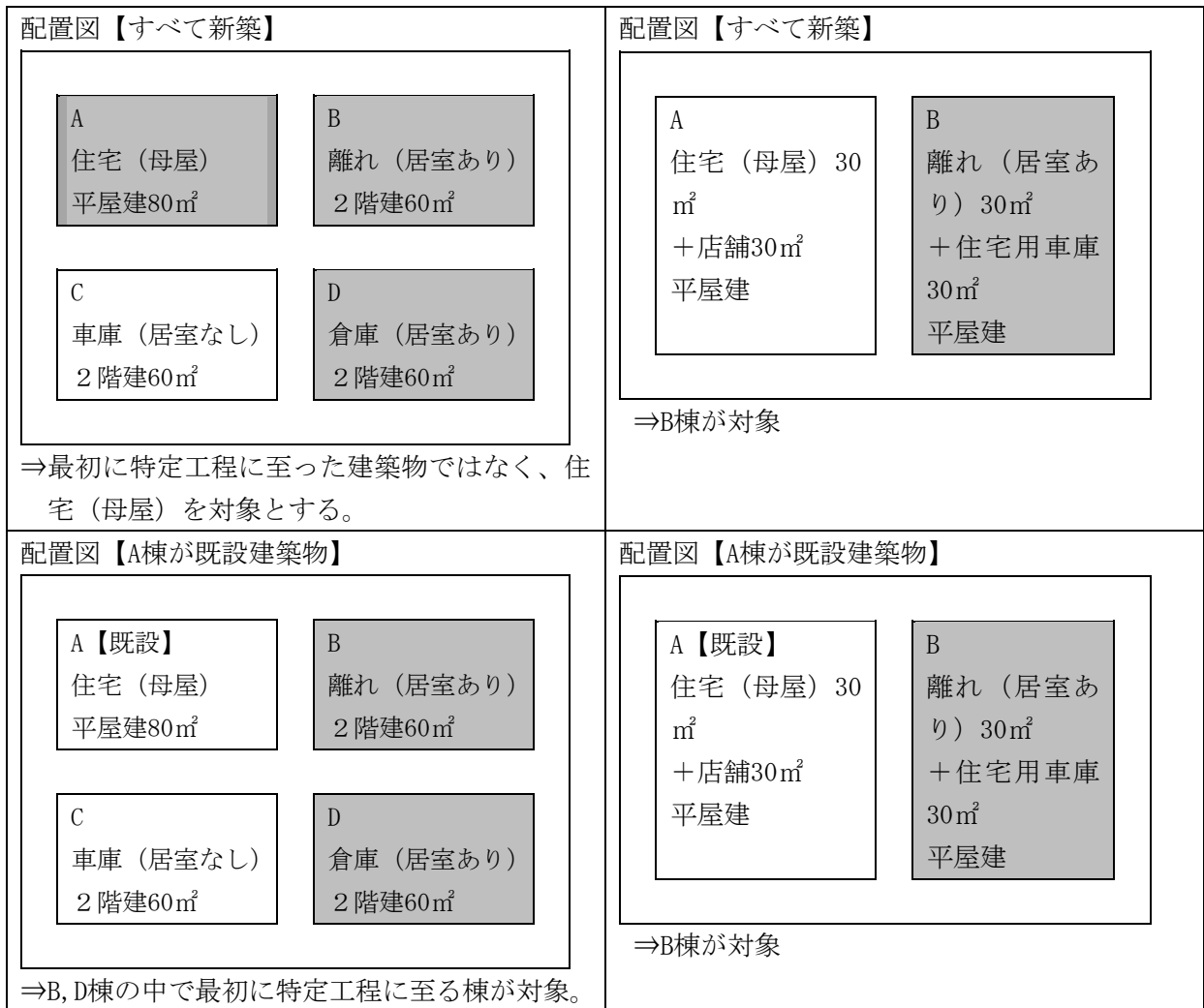
表1-4 指定する特定工程及び特定工程後の工程

主要な構造	特定工程	後続工程
鉄骨造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、外装工事(屋根ふき工事を除く。)及び内装工事
鉄筋コンクリート造	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合には主要な構造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋(プレキャストコンクリート版にあっては接合部)工事	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート版にあっては接合部)を覆うコンクリートを打設する工事
鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打設する工事
木造	屋根工事及び構造耐力上主要な軸組工事(枠組壁工法及びプレハブ工法にあっては屋根工事及び耐力壁の工事)	壁の外装工事及び内装工事、その他小屋組及び構造耐力上主要な軸組(枠組壁工法及びプレハブ工法にあっては小屋組及び耐力壁)を隠ぺいする工事

(注) 2以上の構造を併設している場合は、EXP.J等により構造上分離となる場合には、中間検査の対象となる用途・規模の部分を含む部分の構造を主要な構造とみなす。また、構造上一体となる場合には、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造とみなす。

階数が3以上となる木造の建築物で、最上階まで通し柱が施工される等の理由により、建築物全体の構造耐力上主要な軸組工事から屋根工事までの工事工程が連続的に行われるような場合以外の場合については、鉄骨造の規定を準用する。

主要な構造が上記の表のいずれにも該当しない場合は、同表中類似する構造の欄の規定を適用する。



… 法第7条の3第1項第二号による中間検査対象建築物

※ 住宅系建築物の用途と他の用途との共用の部分（車庫等）については、原則、各用途の面積按分とします。

図1-4-2 住宅系建築物における附属建築物がある場合の特定工程の判断例

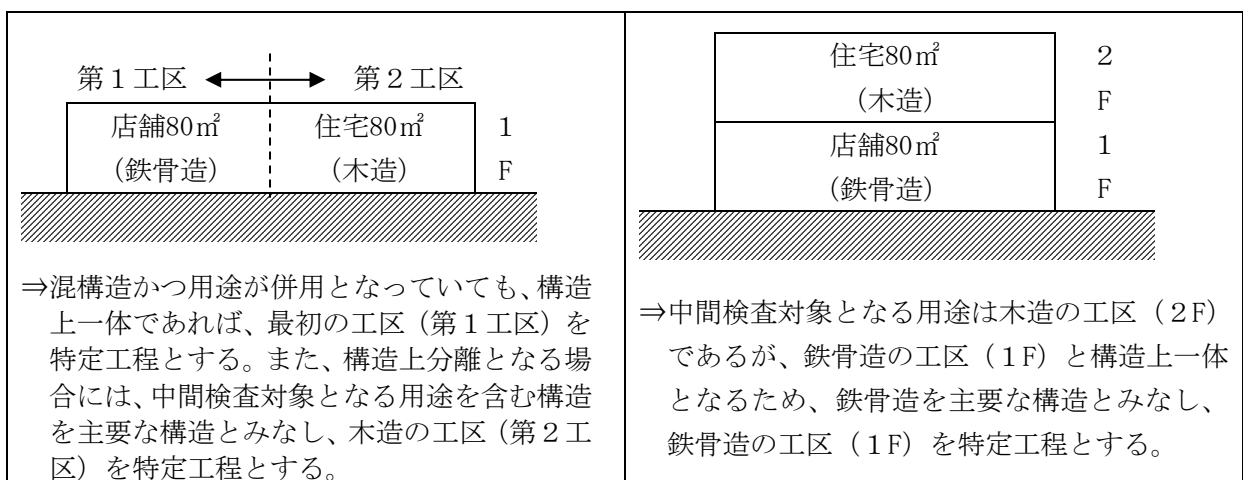


図1-4-3 混構造の住宅系建築物の用途と他の用途を含む建築物における特定工程の判断例

1-5 適用の除外

(1) 法第7条の3第1項第一号によるもの

除外規定はありません。

(2) 法第7条の3第1項第二号により、四日市市が定めるもの

法第7条の3第1項第一号に規定する建築物、法第18条の適用を受ける建築物、法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等による建築物、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定に基づく「建設住宅性能評価書」の交付を受ける予定の建築物、平成14年国土交通省告示第411号に規定する丸太組構法を用いた建築物、法第85条第6項又は第7項の許可を受けた建築物については、適用しません。

表1-5 中間検査の要否判断について

①法第7条の3第1項第一号による建築物	②法第85条第6項又は第7項の仮設許可を受けた建築物	③ 計画通知の対象となる建築物	④ 「建設住宅性能評価書」の交付を受ける予定の建築物 ※	⑤ 認証型式部材等による建築物	⑥ 丸太組構法の建築物	⑦ ①～⑥以外の建築物
○	×	×	×	×	×	○

○…中間検査を要する建築物

×…中間検査対象外

※ 取得後速やかに、特定工程に相当する箇所について住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条の2第1項に規定する評価方法基準に適合することが確認できる検査報告書の写しの提出が必要。

1-7 完了検査時の留意事項について

長屋又は共同住宅の界壁を要する建築物については施工不良を防ぐ観点から、建築基準法施行規則（以下、省令）第4条第1項第六号の規定により市長が必要と認める図書として、完了検査申請時に界壁の仕様が確認できる工事写真の添付を義務付けています。

※令和3年7月1日以降の完了検査申請より適用となっています。

表1-7 完了検査申請書添付図書

対象用途	完了検査申請書添付図書
長屋又は共同住宅※ （界壁が法第6条の4第1項 第二号に該当するものを除く。）	①～③の工事写真 ①小屋（天井）裏に界壁が達していることが確認できるもの（強化天井を用いた仕様を除く） ②界壁及び取り合い部の仕様が確認できるもの（強化天井を用いた仕様については天井の仕様が確認できるもの共） ③界壁又は強化天井を管が貫通する場合には、当該管と界壁又は強化天井との取り合い部の仕様が確認できるもの

※ 中間検査対象の是非は問わない。

【留意事項】

- ・各階で1か所以上、①～③の工事写真を提出してください。
- ・PB等の二重張りであれば、二重張りの状況が確認できる写真が必要です。（1枚目に2枚目を張っている途中の写真等）
- ・取り合い部については隙間を埋めていることが確認できる写真以外に、隙間を埋めている材料等の仕様が確認できる資料を求める場合があります。なお、特定防火設備や管自体の仕様についても同様です。

2. 手数料について

2-1 中間検査申請手数料

中間検査申請手数料の額は、中間検査申請1件につき、表2-1の左欄に掲げる中間検査を行う部分の床面積の区分に応じて、同表の右欄に定める額とします。

表2-1 中間検査の申請手数料

中間検査を行う部分の床面積の合計	手数料の金額
30㎡以内のもの	17,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	21,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	33,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	47,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	62,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	84,000円
2,000㎡を超え、1万㎡以内のもの	143,000円
1万㎡を超え、5万㎡以内のもの	204,000円
5万㎡を超えるもの	391,000円

2-2 完了検査申請手数料(中間検査対象建築物)

中間検査を受けた建築物の完了検査申請手数料は減額されます(30㎡以内のものは除きます)。完了検査申請1件につき、表2-2の左欄に掲げる床面積の区分に応じて、同表の右欄に定める額とします。

表2-2 完了検査の申請手数料(中間検査対象建築物)

床面積の合計	手数料の金額
30㎡以内のもの	17,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	21,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	34,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	49,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	64,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	89,000円
2,000㎡を超え、1万㎡以内のもの	164,000円
1万㎡を超え、5万㎡以内のもの	237,000円
5万㎡を超えるもの	443,000円

2-3 中間検査を行う部分の床面積

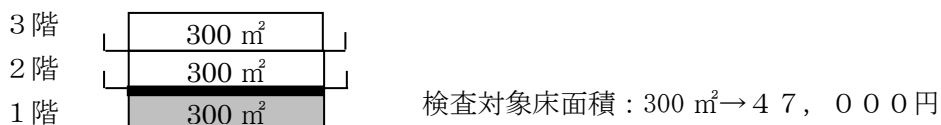
表2-1の「中間検査を行う部分の床面積」は次の考え方に基づいて算定します。

(1) 法第7条の3第1項第一号によるもの

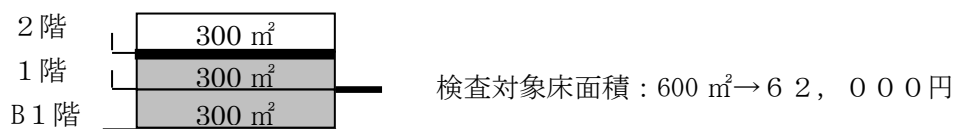
- ・地階および1階の床面積の合計とします。ただし、工区を分けた場合は検査の対象となる部分とする。
- ・床面積の算定は令第2条第1項第三号による。

【算定例】

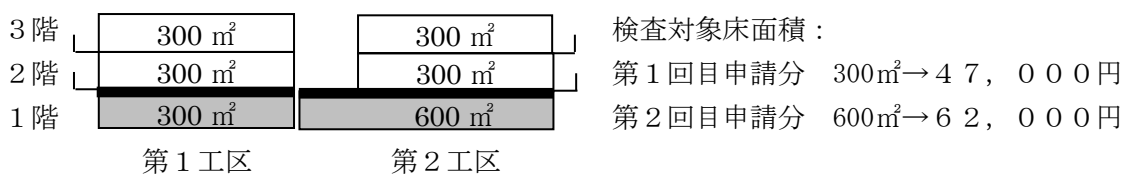
●RC造地上3階建ての共同住宅



●RC造地上2階地下1階の共同住宅



●RC造地上3階建ての共同住宅（2工区に分ける場合）

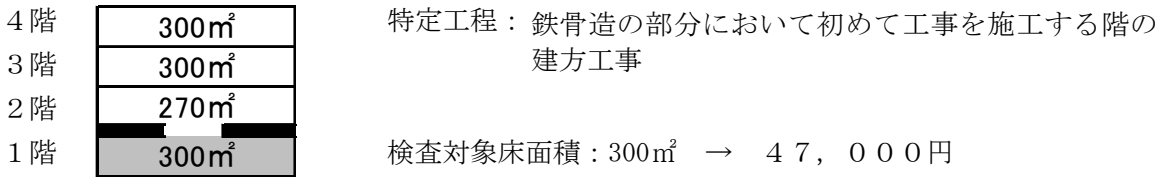


(2) 法第7条の3第1項第二号により、四日市市が定めるもの

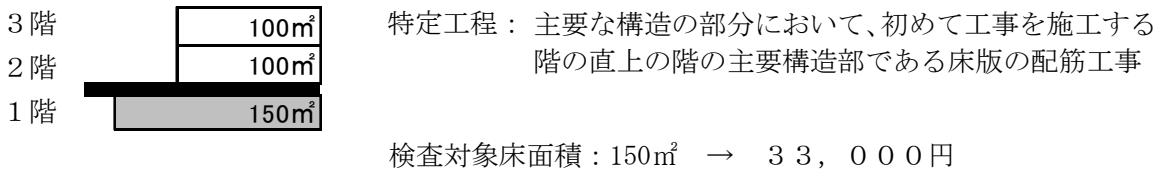
- ・ 施工する最初の階の床面積を基準とする。ただし、工区を分けた場合は最初の工区（検査の対象となる）部分とする。
- ・ 2以上の構造を併設している場合は、EXP. J等により構造上分離となる場合には、中間検査の対象となる用途・規模の部分を含む部分を対象とする。また、構造上一体となる場合には、初めて特定工程に係る工事を終えた部分を対象とする。
- ・ 床面積の算定は令第2条第1項第三号による。

【算定例】

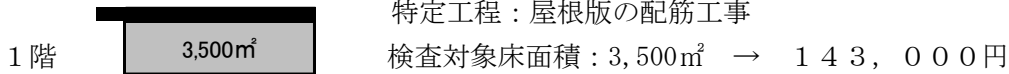
● S造4階建ての店舗（2階に30㎡の吹き抜けがある場合）



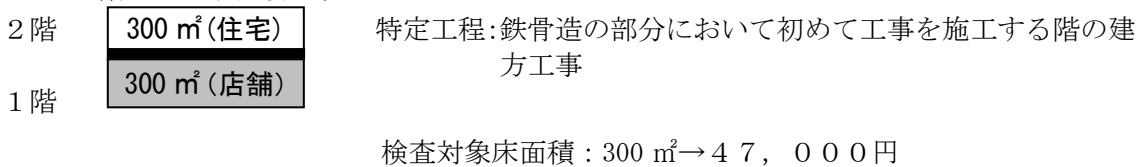
● RC造3階建ての寄宿舎（床面積に算入されない出庇がある場合）



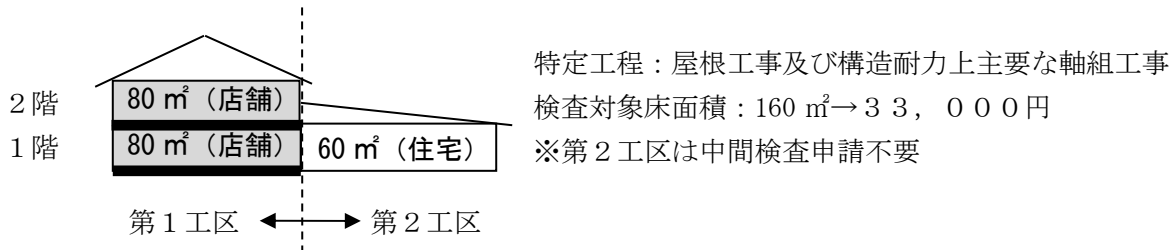
● RC造平屋建ての遊技施設（床面積に算入されない出庇がある場合）



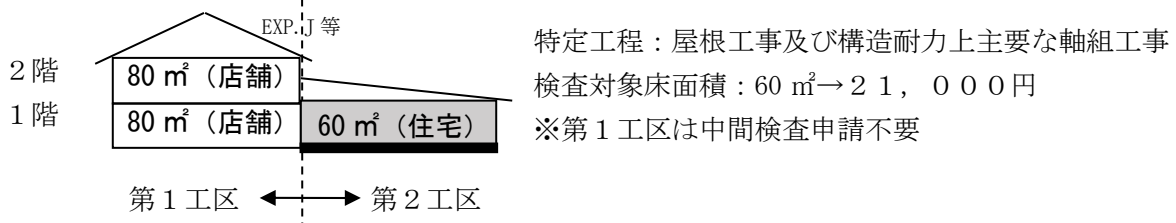
● S造地上2階建ての店舗併用住宅



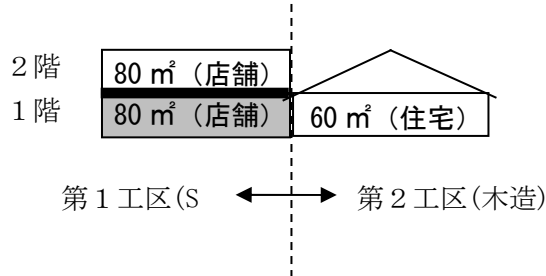
● 木造地上2階建ての店舗併用住宅（住宅部分と店舗部分が構造上一体の場合）



● 木造地上2階建ての店舗併用住宅（住宅部分と店舗部分が構造上分離の場合）



●混構造地上2階建ての店舗併用住宅（住宅部分と店舗部分が構造上一体の場合）

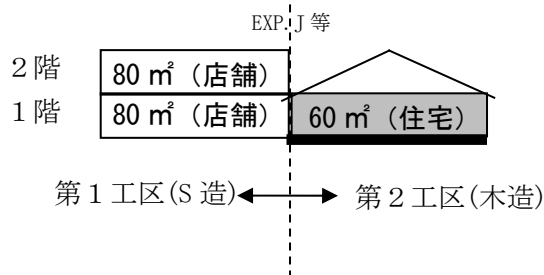


特定工程：鉄骨造の部分において初めて工事を施工する階の建方工事

検査対象床面積：80㎡→21,000円

※第2工区は中間検査申請不要

●混構造地上2階建ての店舗併用住宅（住宅部分と店舗部分が構造上分離の場合）

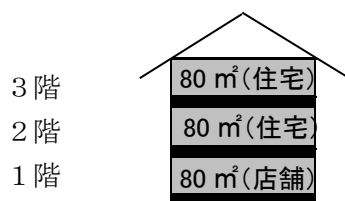


特定工程：屋根工事及び構造耐力上主要な軸組工事

検査対象床面積：60㎡→21,000円

※第1工区は中間検査申請不要

●木造地上3建ての共同住宅兼店舗（軸組工事から屋根工事まで通して一度に施工される場合）



特定工程：屋根工事及び構造耐力上主要な軸組工事

検査対象床面積：240㎡ → 47,000円

(3)検査対象床面積について

鉄骨工事で複数階同時に建て方工事がなされる場合には、上記の「中間検査を行う部分の床面積」と現場で検査を行う部分の床面積は一致しないことが考えられます。しかしながら、手数料算定の簡便化、負担軽減の観点から本市の運用として（1）または（2）に基づいて「中間検査を行う部分の床面積」を算定しています。

なお、申請手数料との整合を図るのが望ましい事から本市に申請される場合には、中間検査申請書第三面8欄【ハ検査対象床面積】に「中間検査を行う部分の床面積」を記載してください。

(4)留意事項

検査の対象となる建築物の規模に対して、著しく小さい工区となっている場合など、不自然な工区設定を意図的に行っている場合、再検査となる場合があります。

3. 中間検査の内容

3-1 中間検査の基本的事項

建築物の安全性が確保されるためには、施工者による施工管理、工事監理者による工事監理が適切に行われることが不可欠であり、中間検査はそれに基づいて敷地及び建築物の適法性を確認することが主な目的です。

そのため、工事監理者が事前に工事中の建築物及びその敷地の適法性を十分に確認していることを前提として、中間検査対象建築物が特定工程に達した段階で、施工現場が確認申請添付図書等と整合しているか、建築基準関係規定に適合しているかを検査します。

検査時には工事監理の状況把握のため、原則工事監理者の立会いが必須になります。

なお、設計内容について変更があり、それが軽微な変更（規則第3条の2）に当たらなければ、事前に計画変更確認申請が必要です。中間検査申請受付後にこのことが判明した場合には、一度中間検査申請を取り下げ変更確認後再度の検査申請が必要となりますのでご注意ください。

なお、1回目の中間検査申請手数料は返却されません。

中間検査は、実地の検査を原則工事監理者の立会いの下に実施します。書類のみによる検査、写真のみによる検査は認められません。

具体的には、平成11年建設省住指発第201号の通達に基づき、次の3つの項目を確認します。

(1) 書類審査

中間検査申請書や軸組計算書等の添付書類の内容を確認します。

(2) 工事監理の状況把握

中間検査を行う前提となる適切な工事監理が実施されていることを、中間検査申請書第4面や、工事監理報告シートをもとに工事監理者へのヒアリング等にて確認します。

(3) 現場検査

工事が行われた部分及び敷地の状況が、直前の確認済証に添付された副本及び中間検査申請書、その添付書類の内容と一致しているかどうかを確認します。従来の完了検査と同様に原則として、外部から目視、寸法測定又は現場書類（納品書、試験結果、工事写真等）の確認により適法性が検査できる範囲で行います。

3-2 検査の特例の適用

法第6条第1項第四号に係る建築物で建築士の設計により確認の特例を受けた建築物の工事で、建築士である工事監理者によって設計図書のとおりを実施されたことが確認されたものは、令第10条の各号に記載の区分に応じて、単体規定の一部が検査の対象外となります。（以下「検査の特例」という。）

中間検査においては、3-1(3)現場検査の一部が対象外になります。ただし、工事監理者によって設計図書のとおり工事が実施されたことが確認されているかどうかを判断するため、3-1(2)工事監理の状況把握は検査の特例の適用の有無に関わらず実施します。

このため、確認の特例により確認申請時に添付不要となる申請図書であっても、中間検査申請時の添付書類として各種設計図書（建築基準法細則第8条の3に位置付け）を求め、設計図書と現場との整合の確認を行います。なお、工事監理の状況把握において、ヒアリングによる疑義がある場合は、検査の特例の適用はできず、現場での確認事項が多くなるほか、追加報告書等の提出を求める場合もあります。

3-3 現場検査

(1)現場検査項目

①目視検査

目視により、確認申請書添付図書と敷地の状況、建築物の配置、施工の状況及び使用材料等とが整合していることを確認します。特に木造の住宅系用途の建築物においては上記に加え、令第46条、第47条等に基づく耐力壁の設置状況、通し柱の位置及び継手又は仕口の構造方法が設計図書と整合していることを重点的に確認します。

②計測検査

簡易な計測機器等を用いて検査します。

③補足資料の参照等

①及び②の他に、工事監理の状況報告、各種工事施工計画報告書、各種工事施工結果報告書、工事写真等を参照し、工事監理者等にヒアリング等を行います。

上記①～③により、総合的に合否を判定します。

(2)目視できない部分の検査の方法

鉄筋コンクリート造基礎の配筋等、目視による検査ができない部分が適法であるかどうかの検査については、上記1)③に基づき、その部分に係る試験・検査の状況等について必要なヒアリング等を行います。

3-4 申請書提出時留意事項

中間検査申請書の提出にあつては、以下の事項に注意してください。

(1)中間検査の日程調整

建築主は中間検査による工事中断等の影響ができるだけ生じないように、施工者又は工事監理者から特定工程の工事終了予定日の連絡を求め、相互に調整の上中間検査予定日を定めます。

なお、検査の特例が適用される建築物にあつては3-4(3)にて推奨しているとおり、確認申請時に表3-5-1に記載の各種設計図書が提出された場合に限り、申請先機関は可能な限り検査予定日を特定工程工事終了予定日とするよう努めますが、事前に申請先機関と調整を行ってください。

(2)中間検査申請書の提出

建築主は、特定工程に係る工事を終えた日から4日以内に中間検査の申請を行わなければなりません(法第7条の3第2項)。上記(1)の日程調整も踏まえ、特定工程に係る工事終了後には速やかな申請書の提出をお願いします。

なお、建築基準法においては、建築主事が中間検査の申請を受理した場合には、その申請を受理した日から4日以内に検査しなければならないとされています。

(3)検査の特例が適用される建築物の軸組計算書の事前提出

検査の特例が適用される建築物であっても、工事監理が適正に行われているかの判断資料として軸組計算書を含んだ表3-5-1に記載の各種設計図書の提出を求めることとなります。

そのため、追加の報告等の対応により中間検査合格証の交付が遅延しないよう、確認申請時に添付するなど、事前提出を推奨します。

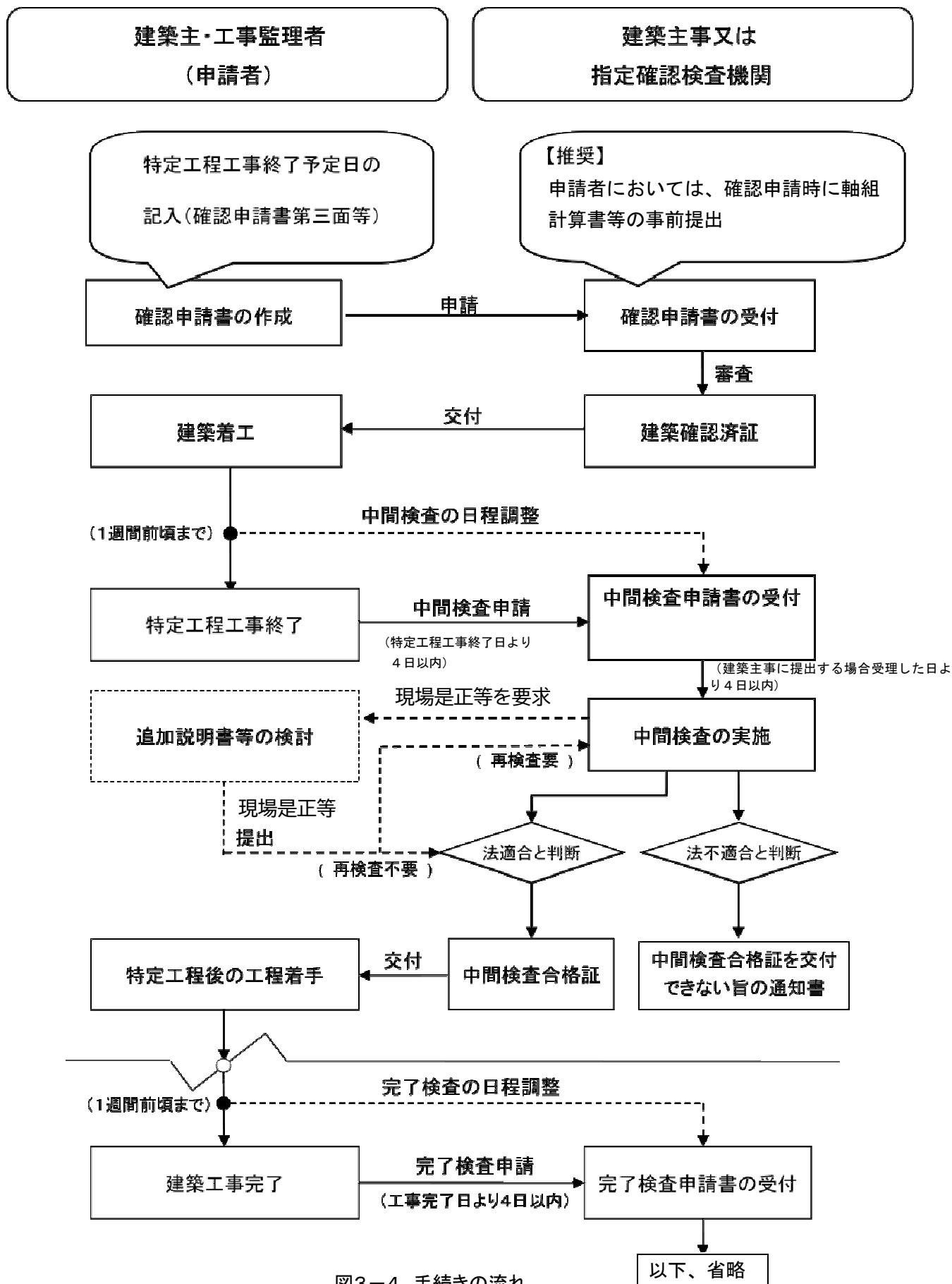


図3-4 手続きの流れ

3-5 中間検査申請書添付書類及び準備書類

中間検査の申請に必ず必要な書類は3-5(1)提出書類一覧と3-5(3)準備書類になります。

(1)提出書類一覧

表3-5-1 中間検査の申請に必要な書類(省令第4条の8)

提出書類	建築物の種類		法6条第1項第四号に該当する住宅系建築物		左記以外の建築物	備考
	確認の特例の適用を受けたもの		確認の特例の適用がないもの			
	検査の特例の適用があるもの	検査の特例の適用がないもの				
① 中間検査申請書(省令別記第二十六号様式)	○	○	○	○	④又は⑤を添付した場合、第四面の記載は不要。	
② 委任状	○	○	○	○	本人の申請による場合不要。	
③ 軽微な変更説明書	○	○	○	○	直近の計画について軽微な変更が生じた場合に添付。	
④ 中間検査申請書第4面に代わる工事監理報告書	○	○	○	○		
⑤ 工事監理報告シート	任意	任意	任意	任意		
⑥ 工事写真	○※1	現場検査時に提示要	現場検査時に提示要	現場検査時に提示要	・検査の特例を受ける際は、3-5(2)工事写真要領による。	
⑦ 各種設計図書	△	○※2	確認申請図書に添付	確認申請図書に添付		
共通						
仕様書						
基礎伏図(杭の仕様を含む)						
構造詳細図						
各階床伏図						
小屋伏図						

【木造】※	使用構造材料一覧表	△	○※ ²	確認申請図 書に添付	確認申請図 書に添付	
	壁及び筋交いの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書					
	軸組計算書（令第46条第4項の壁量計算書、バランス計算書及びH13告示第1540号第五号の壁量計算書）※ ³					
	構造耐力上主要な部分である継手又は仕口（金物含む）の構造方法を明示した図書					
【鉄骨造】	2面以上の軸組図	△	○※ ²	確認申請図 書に添付	確認申請図 書に添付	
	使用構造材料一覧表					
	構造耐力上主要な柱の脚部と基礎との緊結方法を明示した図書（令第66条）					
	構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法を明示した図書（令第67条第2項）					
【鉄筋コンクリート造】	2面以上の軸組図	△	○※ ²	確認申請図 書に添付	確認申請図 書に添付	
	使用構造材料一覧表					
	構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法、鉄筋の配置、径、継手、定着の方法及びかぶり厚を明示した構造詳細図					
	施工方法等計画書					

鉄骨鉄筋コンクリート造	2面以上の軸組図	△	○※2	確認申請図書に添付	確認申請図書に添付	
	使用構造材料一覧表					
	構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法、鉄筋の配置、径、継手、定着の方法及びかぶり厚を明示した構造詳細図					
	施工方法等計画書					
⑧直前の確認に要した図書及び書類※4	○	○	○	○		
⑨その他必要と認める書類	○	○	○	○		

○…添付要 △…下記(注)①を参照

(注)・確認の特例の適用を受けたもののうち、

- ①「検査の特例の適用があるもの」の提出書類については、検査の特例を受ける要件である『建築士による工事監理が適切になされていること』を現地等においても確認することを目的に定めていることから、構造耐力上重要となる部位の仕様及びその構造耐力上の検討結果等を記載した図書等を提出すること。

参考までに、**軸組工法及び枠組壁工法の提出書類への明示事項一覧**を下表に示す。

軸組工法	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎の寸法、配筋 ・構造耐力上主要な軸組、小屋組及び床組を構成する主要な部材の配置・寸法 ・接合部の仕様（金物の配置・種別） ・壁量計算・バランス計算
枠組壁工法	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎の寸法、配筋 ・構造耐力上主要な部材（幅90cm以上の開口部の上部に必要なまぐさ、耐力壁を繋ぐ頭つなぎを含む）の配置・寸法（H13告示第1540号に規格が示されているものについては、その番号の記載に代えても可）及び接合部の仕様（金物の配置・種別） ・耐力壁の配置及び耐力壁間相互の距離及び耐力壁線に囲まれた水平投影面積 ・耐力壁線に設けられる開口部の幅 ・壁接合部や床版の繋結に用いられる釘の本数及び釘打ち間隔、釘打ちに過度なめり込み（合板厚み3分の1以上）がある場合の増し打ちの仕様 ・壁量計算

なお、必要な記載がなされていればプレカット承認図等を流用して、集約化した図面を作成、提出してもよい。

②「検査の特例の適用がないもの」の提出書類については、当該計画について、建築基準法の対象となる規定の全てが検査対象となるため、原則、これら全ての規定（確認の特例の適用を受けなかったとした場合に確認申請時に記載が必要な内容）を網羅した図書等を提出すること。

- ・仕様規定に代わる構造計算書は、令第46条第2項による計算も含め原則、中間検査申請書への添付は不要。
- ・法第68条の10第1項の認定型式に適合する建築物の部分、法第68条の20第1項の規定による認証型式部材等に係る建築物の部分、法第68条の25第1項に規定する構造方法等の認定に係る建築物、法第38条の規定による認定に係る建築物について、当該認定等により確認申請時の添付が省略されている図書は添付不要。ただし、①中間検査申請書の第三面の【12.備考欄】に該当する規定による図書の添付省略の旨、認定番号及び日付を記入すること。

※1…中間検査時に添付されたものは完了検査申請時に添付不要。

※2…確認申請時に添付されているものを除く。

※3…令第46条第2項を適用した場合を除く。

※4…確認申請先とは別の建築主事若しくは指定確認検査機関を検査申請先とする場合

※5…【枠組壁工法】に添付が必要な図書は、H13 告示第1540号に規定された仕様を記載した図書とする。

(2) 工事写真撮影要領

検査の特例を適用する場合に提出する工事写真については、省令第4条の8第1項二号（第4条の11の2において準用する場合を含む）に基づき、次のように写真を提出してください。

- ・ 工事監理者が監理したことがわかる（工事監理者、黒板等を写すなど）ように撮影してください。
- ・ 下表の各工程で、工事写真の内容に応じて2～4枚程度は添付してください。
- ・ 提出は様式に記載の工事写真提出参考様式をご活用ください。

表3-5-2 検査の特例を適用するための工事写真

工 程	構造種別	工 事 写 真 の 内 容
①基礎の配筋の工事終了時 (RC造の基礎の場合に限る)	共通	<input type="checkbox"/> 基礎配筋後の全景 <input type="checkbox"/> 底盤及び一般箇所（形状寸法・鉄筋径・本数・ピッチ、かぶり等）
②構造耐力上主要な軸組 若しくは耐力壁の工事終了時	木造	<input type="checkbox"/> 柱、筋かい、耐力壁の全景 <input type="checkbox"/> 柱、梁及び桁の部材寸法、位置、仕口・継手の状況 <input type="checkbox"/> 土台、床組、火打材、アンカーボルト、金物等の部材寸法、取付状況 <input type="checkbox"/> 筋かい・耐力壁の部材寸法、位置、仕口の状況
	鉄骨造	<input type="checkbox"/> 柱、梁、ブレースの全景 <input type="checkbox"/> 柱、梁、ブレースの部材寸法、位置、仕口・継手の状況
	RC造 SRC造	<input type="checkbox"/> 柱、壁、梁の全景 <input type="checkbox"/> 柱、壁の部材寸法、位置、仕口・継手の状況 <input type="checkbox"/> 柱、壁の鉄筋径・本数・ピッチ、かぶり等
③屋根の小屋組、平屋の建て方若しくは平屋の屋根版の工事終了時	木造	<input type="checkbox"/> 小屋組の全景 <input type="checkbox"/> 小屋組の部材寸法、接合金物などの取付状況
	鉄骨造	<input type="checkbox"/> 平屋の建て方の全景
	RC造 SRC造	<input type="checkbox"/> 平屋の屋根版の全景 <input type="checkbox"/> 屋根版、柱、梁の仕口・継手の状況 <input type="checkbox"/> 屋根版、柱、梁の鉄筋径・本数・ピッチ、かぶり等

(3)準備書類

検査の際には必ず次の工事図書類を用意してください。なお、これらの書類は中間検査申請時に提出の必要はありませんが、現地検査において検査員が確認するものです。

ただし、検査の特例を適用する建築物においては各工程の写真以外は必ずしも必要とはしませんが、工事監理の状況のヒアリングの結果、疑義がある場合は資料の提出を求める場合があります。

【 鉄筋コンクリート造の部分 】

- ・ 工程写真
- ・ 鉄筋製品検査成績書（ミルシート等）
- ・ コンクリート配合報告書
- ・ コンクリート試験成績書報告書（四週圧縮強度、塩化物量、アルカリ骨材反応ほか）
- ・ 配筋写真
- ・ 鉄筋ガス圧接試験成績表（試験を行った者の氏名、資格、サンプル数、試験結果等）
すでに基礎等が施行済みで中間検査で配筋状況が確認できない場合は、それが確認できる工事途中の写真

【 鉄骨造の部分 】

- ・ 工程写真
- ・ 鋼材製品検査成績表（ミルシート等）
- ・ 溶接部検査結果報告書（試験を行った者の氏名、資格、サンプル数、試験結果等）

【 木造の部分 】

- ・ 工程写真 ※ 枠組構造の特定工程時に生じる隠蔽部の写真に注意する。

また、必ず必要な工事図書以外に次の工事図書類を確認することがあります。

- ・ 地盤調査報告書
- ・ 杭の施工結果報告書
- ・ 各種工事施工計画報告書
- ・ 各種工事施工結果報告書
- ・ 非破壊検査報告書
- ・ 使用金物一覧表
- ・ 各種認定工法が確認できる書類

3-6 検査前確認項目

工事監理者は、「設計図書」と「確認申請書」との間に不整合が無いように照合を行う必要があります。また、中間検査を受ける前に、工事監理者の方は次の事項については、「工事監理報告シート」の検査項目に従い、必ず現場で再チェックしておいてください。

(1)共通事項

中間検査は主に特定工程の部分、特定工程に関わる前工程の部分の適合性の確認を行います。

特定工程を躯体工事中に定めていることから構造関係規定を中心にチェックを行いますが、これに加えて敷地の形状、衛生及び安全性、接道関係、並びに建築物の配置等についても検査の対象となります。

以降は、工事監理報告シートの各項目に対応して係る解説および工事監理上の留意事項等を記載しています。

(2)木造

①全体

○材料の品質規格確認

- ・法第37条等の規定により、構造耐力上主要な部分等に「指定建築材料」を用いる場合は、当該材料は日本産業規格（JIS）又は日本農林規格（JAS）に適合するか、又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。使用する木材は、設計図書と木材等の品質証明書（納品書、プレカットシート、木材の刻印・ラベル）とを照合する。その他の使用材料・製品は、それぞれの規格に適合していることを規格証明書・検査証明書等で確認する。
- ・令第41条等の規定により構造耐力上主要な部分に使用する木材は、耐力上の欠点となりえる節、腐れ等の有無を確認する。
- ・土台、柱、梁などの寸法が使用構造材料一覧表等に記載されている通りであることを確認する。また、部材の配置が軸組図等に記載されている通りであることを確認する。特に耐力壁の配置や柱の位置、梁のレベルが異なる場合、構造上の性能に対する影響が大きいため、慎重にチェックする。

②軸組工法

○接合部

筋かい端部、軸組の柱脚及び柱頭の仕口等の各部位の接合部（金物含む）が構造詳細図等に記載されているものであることを確認する。

○土台

- ・令第42条の規定により基礎との緊結のためのアンカーボルトの材質、形状、寸法及び配置等の緊結状況が基礎伏図等に記載されているものであることを確認する。
- ・令第47条の規定により構造耐力上主要な部分の継手又は仕口の接合方法が基礎伏図等に記載されているものであることを確認する。

○柱

- ・令第43条第5項の規定により切り欠きは柱の所要断面積の1/3未満であることを確認する。なお、1/3以上切り欠きを設けた場合、縁応力を伝達できる補強が構造詳細図等に記載されているものであることを確認する。
- ・柱の接合部が構造詳細図等に記載されているものであることを確認する。階数が2以上の建築物におけるすみ柱又はこれに準ずる柱は、次の通りであることを確認する。
 - A) 当該柱が耐力壁端部の柱である場合
接合金物が構造詳細図等に記載されているものであることを確認する。
 - B) A) 以外の場合
通し柱又は上下階の柱間を帯び金物等により緊結されていることを確認する。

○はり、けた

令第44条の規定により、横架材の中央部下側に耐力上支障のある欠込みがないか確認する。

○床組

- ・床組隅角部の火打ち材や、釘打ちされた構造用合板やパーティクルボードの設置状況が各階床伏せ図等に記載されているものであることを確認する。
- ・床の設置高さの確保又は、これに変わる防湿措置の状況に関して、設計図書のとおりであることを確認する。
- ・外壁の床下部分には、壁の長さ5 m以下ごとに、面積300cm²以上の換気孔等及び、これの

ねずみの侵入を防ぐための設備に関して設計図書とおりであることを確認する。

○筋かい、耐力壁

- ・令第45条第4項により筋かいには欠込みをしてはならない。ただし、たすき掛けにするために筋かいにやむを得ず欠込み部がある場合の補強方法が構造詳細図等に記載されているものであることを確認する。
- ・耐力壁に設置された開口部が開口部を設けない場合と同等以上の剛性及び耐力を有するものとして取り扱えるか確認する。
- ・存在壁量が設計図書に記載されているものであることを確認する。

○小屋組

令第46条第3項の規定により、必要な火打ち材及び振れ止めが構造詳細図等に記載されているものであることを確認する。

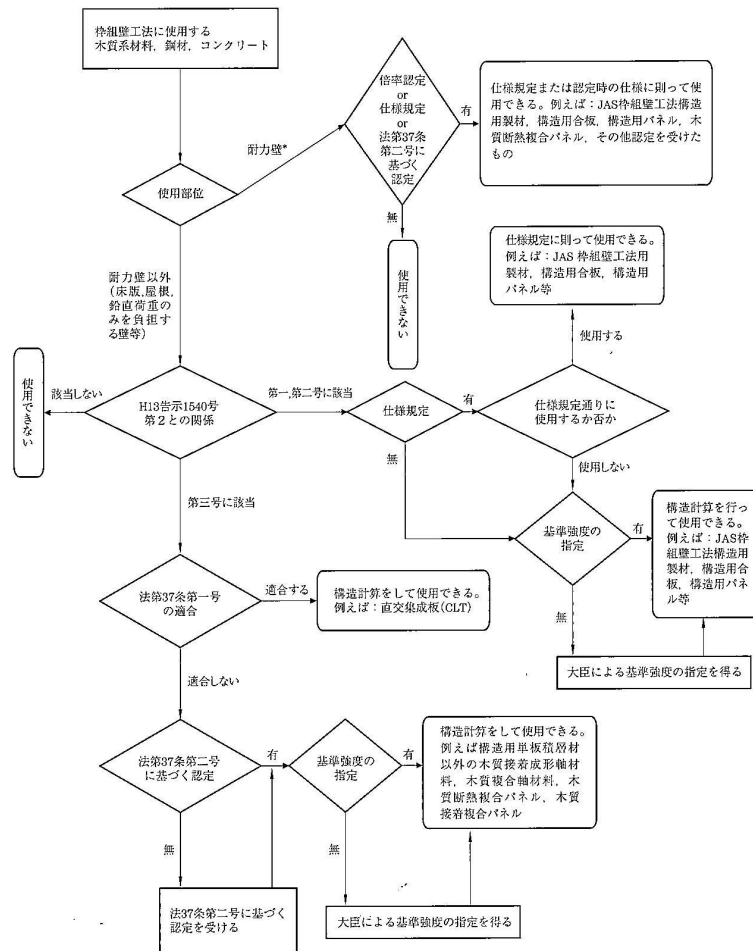
○防腐措置等

地面から1m以内の部分には、防腐防蟻措置が講じられていることを確認する。

③枠組壁工法

○木材等の規格・品質の確認

構造耐力上主要な部分については、H13告示第1540号による規格としなければならない。構造計算等によって仕様等が決定されている場合は設計図書と照合する。



*耐力壁：水平力を負担するもの。鉛直力のみを負担するものを含まない。

(枠組壁工法に使用する建築材料の取扱いフロー図 出典「2018年 枠組壁工法建築物設計の手引き」)

○土台及び基礎（H13告示第1540号第3）

- ・耐力壁下部に土台が設置されていることを確認する。
- ・土台と基礎が十分に緊結されていることを確認する。アンカーボルトの材質、径、本数、配置等については、設計図書と照合確認する。

○床版（H13告示第1540号第4、H13告示第1541号第2）

- ・床根太等の相互間隔が各階床伏図、構造詳細図等に記載されているとおりに施工されていることを確認する（65cm以下）。また、転び止めの設置が必要な場合は構造詳細図等に記載されているとおりに設置されていることを確認する。
- ・床に開口部がある場合、各階床伏図、構造詳細図等に記載されているとおりに構造耐力上有効に補強されていることを確認する。
- ・2、3階の耐力壁の直下に耐力壁を設けない場合、各階床伏図、構造詳細図等に記載されたとおりに当該耐力壁の直下の床根太が構造耐力上有効に補強されていることを確認する。
- ・転び止めを設ける場合、構造詳細図に記載されているか確認する。
- ・床材の厚さが構造詳細図に記載されているとおりに確認する。
- ・床版の各部材相互及び床版の枠組材と土台、頭つなぎとの緊結が、構造詳細図に記載されているとおりに確認する。特に釘打ちに過度なめり込み（合板厚み1/3以上）があれば増し打ちが行われていることを確認する。

○耐力壁（H13告示第1540号第5、H13告示第1541号第1）

- ・耐力壁の配置が各階床伏図、構造詳細図に記載されたとおりに施工されていることを確認する。間取りの変更により耐力壁等の位置が変更されている場合は、再度構造の安全性に対する検討が必要になる。
- ・耐力壁の下枠、たて枠及び上枠寸法が構造詳細図に記載された寸法形式どおりか確認する。
- ・耐力壁線相互の距離、耐力壁線に囲まれた部分の水平投影面積が各階床伏図どおりか確認する。
- ・耐力壁のたて枠相互の間隔が各階床伏図、構造詳細図に記載されたとおりに施工されていることを確認する。
- ・各耐力壁の隅角部及び交差部のたて枠が各階床伏図、構造詳細図に記載されたとおりに施工されていることを確認する。
- ・屋外に面する部分で、かつ、隅角部又は開口部の両端の部分にある耐力壁のたて枠が構造詳細図に記載されたとおりに施工されていることを確認する。
- ・頭つなぎが設計図書の構造詳細図に記載されたとおりに施工されていることを確認する。
- ・耐力壁線に開口部の幅が各階床伏図に記載されたとおりに施工されていることを確認する。
（幅4m以下かつ、幅の合計は当該耐力壁線の長さの3/4以下）
- ・幅90cm以上の開口部の上部に、構造耐力上有効なまぐさが設計図書に記載されたとおりに施工されていることを確認する。
- ・各部分の接合部の釘の種類、本数及び釘打ち間隔が設計図書の各階床伏図、構造詳細図に記載されたとおりに確認する。釘打ちに過度なめり込み（合板厚み1/3以上）があれば増し打ちが行われていることを確認する。

○横架材（H13告示第1540号第6）

- ・床根太、天井根太などの横架材の中央部付近の下側に構造耐力上支障のある欠き込みがないことを確認する。

○小屋組（H13告示第1540号第7）

- ・垂木及び天井根太の寸法が構造詳細図等に記載されたとおりに施工されていることを確認する。
- ・垂木相互の間隔が小屋伏図に記載された寸法とおりに施工されていることを確認する。（65cm以下）
- ・垂木つなぎが構造詳細図等に記載されているとおりに設けられていることを確認する。
- ・たる木又はトラスと頭つなぎ及び上枠との緊結が構造詳細図等に記載されたとおりに施工されていることを確認する。
- ・振れ止め等が設置されているか確認する。
- ・屋根下地材が構造詳細図等に記載されたとおりに施工されていることを確認する。
- ・各部材の緊結が構造詳細図に記載されたとおりに施工されていることを確認する。
- ・屋根等に幅90cm以上の開口部を設ける場合は構造詳細図に記載されたとおりに開口部の上部にまぐさが構造耐力上有効に設けられていることを確認する。

○防腐措置等

次の項目が設計図書の構造詳細図等に記載されたとおりに構造耐力上主要な部分に有効な防腐措置が講じられていることを確認する。

- ・土台と基礎の接する部分の下地に防水紙等が使用されていることを確認する。（ねこ土台の設置でも可）
- ・土台に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する防腐処理が施されている旨の表示がされていることを確認する。
- ・構造耐力上主要な部分のうち、直接土に接する部分及び地面から30cm以内の外周部分については腐朽及びしろありを防ぐための措置がなされていることを確認する。
- ・地面から1m以内の構造耐力上主要な部分に使用する木材に有効な防腐措置が講じられていることを確認する。（土台、端根太、側根太、たて枠、筋かい、壁材）
- ・腐食のおそれのある部分及び常時湿潤状態となるおそれのある部分の部材を緊結するための金物に有効なさび止めが行われていることを確認する。（さび止め塗装等）

(3)鉄骨造

①全体

1. 加工工場の類別

選定した鉄骨加工工場名が現場の表示板に記載されていることを確認する。

2. 材料の品質規格確認

a) 鋼材等の規格・品質の確認

法第37条の規定により構造耐力上主要な部分に「指定建築材料」を用いる場合は、当該材料は日本産業規格（JIS）又は日本農林規格（JAS）に適合するか、又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

使用鋼材は、設計図書と鋼材等の品質証明書（ミルシート原本又は裏書き方式ミルシート等）とを照合する。

その他の使用材料・製品は、それぞれの規格に適合していることを規格証明書・検査証明書等で確認する。

b) 溶接材料の品質確認

溶接接合部の「溶着金属」についての性能が令第67条第2項に基づく技術的基準（H12

告示第1464号) によって規定されており、接合される鋼材の種類に応じた溶接材料を用いなければならない。

現場での検査は外観の検査によって、品質証明書等との照合を行う。

3. 部材の配置

柱・はり・ブレース等各部材の配置が、設計図書と整合していることを確認する。この部材配置は、建築物の構造上の性能に対する影響が大きいため慎重にチェックする。

4. 部材の寸法・形状

柱・はり・ブレース等各部材の寸法・形状が、設計図書に整合していることを確認する。

5. 建方精度

建方検査は、建入れ直しの状況、仮締めボルトの位置・本数等、倒壊防止措置等について確認を行う。

②溶接接合部

1. 工場溶接部分の外観・形状

溶接部の外観検査は、次の項目のうち a) から e) について特に重点的に行う。

a) 溶接継目の種類

突合せ溶接か隅肉溶接（部分溶込み溶接を含む）かについて、設計図書（必要に応じて設計図書）と照合する。

b) 溶接継目のくい違い、仕口のずれ

c) アンダーカット等の断面欠損

d) 割れ

e) その他の溶接部の外観・形状

具体的な検査項目、検査方法及び判定基準は、JASS6鉄骨精度検査基準を参考にする。

2. 現場溶接部分の組立精度の確認

開先形状その他の組立検査等は、工場製作における組立検査の場合と同様に行う。この場合に、開先面と近傍には、溶接に有害でない錆止めの措置がなされていることを確認する。また、超音波探傷作業に支障があるため、溶接部から15～40cm（板厚等によって異なる）程度は、塗装されていないことを確認する。塗装されている場合は、検査に支障がないこと（例えば感度調整等）を確認する。

3. 現場溶接部分の製品検査

溶接部の外観検査及び超音波探傷作業については、工場製作における溶接部の受入検査と同様に行う。原則として、全数検査が行われていることを確認する。

4. 現場溶接部分の外観・形状

a) 現場溶接部の部位

現場溶接を採用した接合部の位置・形状・寸法を設計図書と照合して確認する。

③ボルト接合部

1. トルシア形ボルト

a) 現場受入検査確認図書に基づいて、高力ボルト接合を採用する部位を確認する。ボルト径ごとやメーカーごとに現場張力導入試験が行われていることを確認し、使用する高力ボルトセットの品質が変質していないことを確認する。（令第92条の2）

b) ボルトの径等ボルトの径、本数、スプライス数、ピッチ、縁あき等について、設計図書と照合する。必要に応じて計測検査を行う。（令第67条、令第92条の2）

c) 締付状態の確認本締め検査は、トルシア形高力ボルトの場合にピンテールの破断とマー

クのずれ等により、締付状態及び共回りの有無を確認する。（令第92条の2）

2. JIS形六角ボルト

- a) 締付機器の調整、現場受入検査（導入張力確認試験）確認図書に基づいて、高力ボルト接合を採用する部位を確認する。ボルト径ごとやメーカーごとに現場張力導入試験を行い、使用する高力ボルトセットの品質が変質していないことを確認する。（令第92条の2）
- b) ボルトの径、本数、スプライス数、ピッチ、縁あき等ボルトの径、本数、スプライス数、ピッチ、縁あき等について、設計図書と照合する。必要に応じて計測検査を行う。（令第92条の2）
- c) 締付状態の確認（摩擦接合面の処理・肌すきの有無・マーキングの状態等）本締め検査は、六角高力ボルトの場合にはトルクレンチによる締付けトルクの確認及びマークのずれにより、締付状態及び共回りの有無を確認する。

④ブレース接合部

ブレースの構造形式（K型、V型、X型等）を設計図書と照合し、部材の寸法、材質及び接合部（ブレース端部、柱・はり部分の補剛等）の構造詳細を確認する。

⑤柱脚接合部

柱脚の検査にあたっては、柱脚を構成する4つの要素（ベースプレート・アンカーボルト・ベースモルタル・基礎鉄筋コンクリート）に期待する性能が、柱脚の応力伝達の条件に対応して異なることに注意し、設計図書と照合する。

a) 柱脚接合工法の確認

柱据付面の状況、アンカーボルトの据付状況（径・長さ・取付位置等）、露出型固定柱脚の施工状況（認定工法の場合は、メーカーの設計施工チェックシート等による確認）等について確認する。

b) アンカーボルトの保持・埋込方法等

構造耐力を負担しない建方用の場合は、鉄骨工事技術指針等を参考にして確認する。ベースプレートの材質・形状・板厚については、設計図書で確認する。

c) アンカーボルトの材質等

アンカーボルトの材質、径、本数、配置等については、設計図書と照合確認する。ナットの高さの確認は、コンクリート上端からのボルト頭部の突出し長さが不足しているとナットのかかり代が少なくなるので、これを確認すること。

d) アンカーボルトの締付状態

e) スタッドボルトの径等

溶接の管理について確認し、スタッドボルトの径、本数、配置等については、設計図書と照合する。

⑥床スラブ接合部

a) 床構造の形式

設計図書で床構造の形式及び使用部材の種類、板厚等を照合する。

b) シヤーコネクターの施工状況・検査結果

シヤーコネクター（頭付スタッド、焼抜栓溶接等）の施工状況を目視で確認する。

⑦帳壁等の接合部（緊結金物の取付状況）

接合ピースが取り付けられている場合は、設計図書と照合し、必要な変形を確保しうる構造であることを確認する。

(4)鉄筋コンクリート造

中間検査を受ける前にあたっては、各部位の検査に先だって工程全体の配筋状況を見渡し、鉄筋の乱れ、踏荒らし、波打ち、たるみ等がなく整然と配筋されているかどうかを確認し、全体の施工状況を把握し以下の事項について再チェックしておいてください。

①全体

- a) 柱、はり、壁、スラブの位置の確認（令第36条）。
- b) かぶり厚さについては、令第79条により数値が規定されているので、これが確保されているか確認する。外壁で柱面とはり面が同一面となる場合、柱型部分における鉄筋のかぶり厚さがとれない場合があるので注意を要する。（令第79条）
- c) 鉄筋の材質については、圧延マークや色別表示による確認方法があるが、一般的にはミルシートによりJIS規格(JISG3138)に定める品質に適合するもの又は法第37条第二号の国土交通大臣の認定を受けたものであることを確認する。また、圧接抜き取りによる引張試験結果で母材破断の場合の降伏点及び引張強度結果なども参考となる（法第37条、H12告示第1446号、令第90条、H12告示第2464号）。
- d) コンクリートの品質については、JIS規格に定める品質に適合するもの又は法第37条第二号の国土交通大臣の認定を受けたものであることを確認する。
なお、鉄筋コンクリートの耐久性を確保する観点から、塩化物総量規制基準およびアルカリ骨材反応抑制基準に適合しているか確認する。（令第72条）（参考図書例：JASS 5「発注・製造および受入れ」「コンクリートの種類および品質」等）
- e) 強度試験はJIS規格（JIS A 1108、JIS A 1107）により実施され、試験結果が次の条件に適合することを確認する。（令第74条、S56告示第1102号）
 - ・コンクリートの圧縮強度試験に用いる供試体で現場水中養生、標準養生又はこれに類する養生を行ったもの 材齢が28日の供試体の圧縮強度の平均値が設計基準強度の数値以上
 - ・コンクリートから切り取ったコア供試体又はこれに類する強度に関する特性を有する供試体 材齢が28日の供試体の圧縮強度の平均値が設計基準強度の数値に10分の7を乗じた数値以上であり、かつ材齢が91日の供試体の圧縮強度の平均値が設計基準強度の数値以上

②地盤・基礎(鉄骨造、木造共通)

- a) 支持地盤については、直接目視できる場合は地層、構成等により適切な地盤であることの確認を行う。また、くい基礎等直接目視できない場合には、試験くいの際の掘削土標本などと地盤調査報告書を照合することにより確認をする（令第38条、令第93条、H13告示第1113号）。また、土質については、ボーリング等により土の試料が得られる場合は目視で確認する。なお、構造計算を行っていない建築物の基礎については、地盤の長期許容応力度に応じた基礎の構造となっているか確認を行う（H12告示第1347号）。
- b) くいについては、施工結果報告書等で工法、本数、径、施工深度、またくいの心ずれ等を確認する。また、基礎やくいが偏心している場合は、ベース筋また地中ばりに対する補強鉄筋が適切に施工されているかを確認する（令第38条、令第73条、令第77条の2、令第78条）。
偏心による補強の必要性については、当初設計の余裕度により異なるため原則として構造計算により確認する。しかし、くいの偏心が10cm程度の場合には、くい材強度の余裕度に期待し基礎ばりへの曲げ戻しを行わないのが一般的である（参考図書例：配筋指針「基礎」等）。

③柱

- a) 、 g) 設計図書（構造詳細図）の柱筋リストで柱断面径、鉄筋径、本数、配置方向、帯筋ピッチ（副帯筋含む）等を確認する（令第77条）。とくに柱筋の配置がX、Y方向を取り違

えている場合があるので注意を要する（参考図書例：JASS 5「鉄筋間隔・あきの最小寸法」等）。

- c)、e)、k) 設計図書（構造詳細図）の架構詳細図、仕様図等で柱頭、柱脚部分の柱筋の納まり、定着、継手の位置、帯筋のフック形状等を確認する（令第73条）。また、柱出隅部分の重ね継手における主筋端部のフックを確認する（参考図書例：配筋指針「柱頭（最上階）の配筋」「柱脚（最下階）の配筋」等、JASS 5「柱筋の継手の位置及び定着」等）。
- h) 柱筋と帯筋の結束については、特に柱の絞り部分にあそびが出やすいので注意を要する（参考図書例：配筋指針「帯筋、副帯筋の一般形状」「柱筋の絞り位置と絞り方」「帯筋の配筋間隔について」等）。

④はり

- a)、g) 設計図書（構造詳細図）のはり筋リストで、はりせい、はり幅、鉄筋径、本数、位置、あばら筋ピッチ（中子筋含む）等を確認する。特に中吊り筋の下がりすぎや、鉄筋との間隔不足に注意を要する（令第78条）（参考図書例：JASS 5「鉄筋の間隔・あきの最小寸法」及び配筋指針「はり端部・中央部の配筋」等）。
- c)、d)、e) 設計図書（構造詳細図）の架構詳細図、標準仕様図等ではり主筋の柱への定着、継手の位置、継手長さ、あばら筋のフック形状等を確認する。特にはり主筋の柱への定着については、定着起点から折曲げ部までの水平距離を確保することが重要なので注意を要する。
また、はり出隅部分の重ね継手における主筋端部のフックを確認する（令第73条、令第78条）（参考図書例：JASS 5「梁筋の定着」、RC規準「仕口への定着」等、JASS5「梁筋の継手の位置」「鉄筋の重ね継手の長さ」等、配筋指針「あばら筋」「腹筋」「幅止め筋」「片持ちばりの配筋」「小梁の端部・中央部の配筋」「定着」等）。
- f) 開口部の補強については、既製の評定品の使用が多いので使用方法等要件を満たしているかを設計図書（構造詳細図）の標準仕様図又は認定設計施工要領で確認する。

⑤スラブ

- a) 設計図書（構造詳細図）のスラブ筋リストで厚さ、主筋方向、鉄筋ピッチ、径等を確認する。特に短辺方向に主筋が配置されているかを注意する（令第77条の2）（参考図書例：配筋指針「床スラブ継手位置」「床スラブに関するその他の事項」等）。
- c)、e) 設計図書（構造詳細図）の標準仕様図等でスラブ筋の定着長さ、定着方法、継手位置、継手長さ等を確認する（令第77条の2）（参考図書例：配筋指針「床スラブ配筋」等）。
- d) 片持ちスラブについては上端筋の位置が正しく保たれているか、定着長さが確保されているかを確認する。また元端のスラブ厚が確保されていない例が多いので注意を要する（令第73条、令第77条の5）（参考図書例：配筋指針「片持ちスラブ」等）。
- g) 開口部により鉄筋を切断したまま施工することもあるので、切断した鉄筋と同じ鉄筋量の補強等がなされているかを確認する（参考図書例：RC規準等）。
- h) 階段部分の配筋においては、階段の主筋が確認図書（階段詳細図）のとおり配筋されているか、また壁等への定着が確保されているかを確認する（参考図書例：配筋指針「階段」等）。

⑥壁

- a) 設計図書（構造詳細図）の構造図の壁筋リストで厚、鉄筋ピッチ、径等を確認する（令第78条の2）。b)、c) 設計図書（構造詳細図）の標準仕様図等で壁筋の定着長さ、定着方法、継手位置、継手長さ等を確認する（令第78条の2）。また、二次壁等ではりの落とし込みのため、壁の横筋がカットされたままで定着していないことがあるので注意を要する（参

考図書例：JASS5及び配筋指針「壁筋の定着」等、JASS 5 及び配筋指針「壁筋の継手の位置」等）。

d) 壁の開口部については特にひび割れが生じやすい部分なので、標準仕様図のとおり補強筋の施工がされているかを確認する（令第78条の2）（参考図書例：配筋指針「壁開口補強、構造規定「スリットの配置及び詳細」等」。

e) 設計図書（構造詳細図）の伏図又は軸組図等でスリットの位置を確認し、標準仕様図等で施工方法が正しいか確認する。

⑦その他

b)、c) ガス圧接については、圧接部の形状を目視、計測により確認し、強度等については試験成績書などにより確認する（H12告示第1463号）。圧接部の検査では、試験成績表等により検査の状況を確認する。抜き取り検査の場合は、検査率・圧接部の強度を確認し、超音波探傷試験の場合は、第三者検査機関による受入れ検査であること、検査率（1ロット30箇所）、内部欠陥の有無、不合格率等を確認する（令第73条）（参考図書例：JASS 5「ガス圧接継手」等）。

d) 特殊鉄筋継手については、認定、評定により承認された設計施工要領書のとおり施工されているか確認する（参考図書例：JASS 5「特殊な鉄筋継手」等）。機械式継手については、設計図書等からカップラー等の耐力や接合部分のモルタル、グラウトの材料強度、ナットのトルク等を確認する（H12告示第1463号）。

e)、f) 型枠の締付け、清掃状況及びコンクリート打設状況を確認する。型枠の施工や清掃及びジャンカ処理が適切に行われていない場合、断面欠損やかぶり厚さ不足となりやすいので、注意し状況の確認を行う（令第76条、令第79条）。

また、コンクリート打継ぎ面の施工は、構造耐力上重要であるため洗浄処理が行われているかヒアリング等により確認することが望ましい。

i) 型枠の存置期間及び既存部分のコンクリート打設後の養生方法が適切に行われているか、ヒアリング、目視等により確認をする（令第75条、令第76条、S46告示第110号）（参考図書例：JASS 5「型枠の検査」「不具合とその修理方法の例」「打継ぎ「養生」等）。

j) コンクリートの圧縮強度試験については、供試体の養生方法により試験材齢日が異なるので注意を要する（令第74条、S56告示第1102号）（参考図書例：JASS 5「調合」等）。

4. Q & A

○中間検査対象について		
1	Q 中間検査対象となる住宅部分の面積には主用途が住宅である建築物の車庫や倉庫部分も含まれますか。	A 同一棟であれば車庫や倉庫部分なども含まれます。なお、用途不可分の別棟付属建築物であれば、原則対象ではありませんが、離れのような居室を設けている場合は棟毎の規模に応じて中間検査対象となります。
2	Q 中間検査対象外となる附属建築物とはどのようなものになりますか。	A 居室を有しない附属建築物（附属車庫、倉庫等）は中間検査の対象外となります。ただし、居室を有する附属建築物（離れ）は対象となりえます。
3	Q 中間検査対象となるのは「新築」のみであり、増改築は対象外という理解でよろしいか。	A 同一棟増築及び改築は中間検査対象外になります。建築物（居室を有するものに限る）を別棟にて増築する場合は中間検査対象となる場合があります。なお、既存建築物を既存の計画とは異なる計画にて1棟まるごと建替える場合は、「改築」ではなく「新築」と扱います。
4	Q 都市計画区域外での新築木造住宅（軸組構造）、延べ床面積100㎡、2階建ての場合、建築工事届での提出になりますが、中間検査該当物件になりますか。	A 都市計画区域外での当該構造・規模の計画については、確認申請が不要ですので、中間検査も不要になります。
○特定工程について		
5	Q 中間検査合格証が発行される前に特定工程に係る部分を覆うような吹き付け断熱工事を行うことは可能ですか。	A 特定工程としては、原則、軸組及び小屋組が露出している状態で構造が明確に確認できることが必要になるため、中間検査合格証発行後に施工してください。
6	Q 枠組壁工法の場合で外部と内部の耐力壁の完成時期がずれる場合は中間検査を行う時期はどのように考えればよいでしょうか。	A 耐力壁は両面とも特定工程に該当すると考えます。従って、両面とも完成後に中間検査を実施しますが、当該部分においては、隠蔽部となる部分の工事写真を必ず準備をお願いします。な

		お、この時外装材が施工されていることは認められません。
7	Q 木造建築物の特定工程である「屋根工事」について、屋根ふき工事すべてを含みますか。	A 「屋根工事」が完了していない場合であっても、所定の金物が入っていれば、特定工程に至っていると判断します。 (多くの場合、雨がかりを防止するため、軸組工事に引き続いて屋根工事が行われることが想定されますので、稀なケースかと思われます。)
8-1	Q 法第7条の3第1項第二号による特定工程について、2以上の検査用途(中間検査対象となる用途・規模を満たすもの)を併設している場合で、任意に工区分けを行った場合、初めて特定工程に係る工事を行った工区を検査対象にすると考えてよろしいか。	A 各検査用途が工区で分かれる場合には、初めて特定工程に係る工事を行った用途の工区を検査対象とします。 なお、工事施工上等の明確な理由のない任意の工区分けは、中間検査対象の判断を行う上では認められません。
8-2	Q 法第7条の3第1項第二号による特定工程について、2以上の用途(中間検査対象となる用途・規模を満たすものと満たさないものが混在)を併設している場合で、任意に工区分けを行った場合、初めて特定工程に係る工事を行った工区を検査対象にすると考えてよろしいか。	A 初めて特定工程に係る工事を行った工区を検査対象とします。ただし、検査用途【Q&A10-1】と検査対象外用途が構造上一体となっていることが前提です。EXP. J等により構造上分離となる場合には、検査用途の工区を検査対象とします。 <u>※この取り扱いは、検査用途と検査対象外用途が工区や構造上、きれいに分けられる場合を想定しています。なお、工事施工上等の明確な理由のない任意の工区分けは、中間検査対象の判断上では認められません。</u>
9	Q ツーバイフォーの中間検査工程は屋根及び耐力壁とありますが室内のプラスターボードを耐力壁に入れている場合はその部分も完了した状態での検査になるのですか。 その工程が完了した状態だと木工事がほとんど終了した状態でそこまで外壁工事が入れないと雨対策など不具合が起きてしまいます。	A 耐力壁は特定工程に該当しますので、その完成後に中間検査を実施します。 中間検査時点での外装材の施工は原則、認められませんが、雨対策等の理由でやむを得ないと判断される場合には、隠蔽され

	他県では外壁面材と屋根工事終了後に検査を受けていますがその対応でよろしいですか。	る部分においては、工事写真による検査に代えます。なお、屋根工事については特定工程となっていますので、屋根工事終了後の検査で問題ありません。
10	<p>Q</p> <p>1. 上棟日に、軸組に加えて野地板とアスファルト防水まで完了させる際、2階の梁部分に断熱材パネルを敷きこみ、上棟日一日で小屋組みが隠蔽されてしまう場合があります。この場合は写真撮影を行っておけばよろしいか。</p> <p>2. 外壁に面した軸組に構造用合板で耐力壁を作る際、(天気にもよりますが) 雨仕舞の関係で施工後なるべく早く透湿防水シートを施工したいのですが、このシートの施工は後続工程とみなされますか。</p>	<p>A</p> <p>1. 施工上やむを得ない場合は、隠蔽箇所の施工状況の記録を写真等で残し、中間検査時に確認できるようご対応をお願いします。</p> <p>2. 透湿防水シートの施工は後続工程とみなしますが、施工上やむを得ない場合は、隠蔽箇所の施工状況の記録を写真等で残し、中間検査時に確認できるようご対応をお願いします。</p>
○適用除外について		
11	<p>Q 中間検査の適用除外に建設住宅性能評価書の交付とありますが、住宅性能証明書の耐震性(耐震等級2以上または免震建築物)を取得した建築物は適用除外にならないのですか。現場検査は3回しています。</p>	<p>A 「建設住宅性能評価書」の交付を受ける場合、<u>四日市市が指定する中間検査の工程に相当する箇所について、登録住宅性能評価機関により検査が行われ、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する評価方法基準に適合することが【検査報告書】</u>という形で建築主に示されることが同法の施行規則の中に規定されています。</p> <p>一方、 「住宅性能証明書」の交付を受ける場合は、その定めがある関係法令等の中に【「建設住宅性能評価書」に対する「検査報告書」】に代わる書類の位置付けが無く、建築基準法の完了検査終了後の期間に「住宅性能証明書」が発行されるのみであり、『上記下線部』の内容を建築基準法の手続きの中で確認できな</p>

		いことから、適用除外の対象とは扱いません。
1 2	<p>Q 建設住宅性能評価書を取得する予定で、確認申請書第三面、建築計画概要書第二面に中間検査対象外であることを明記した場合、何回目の検査報告書の写しを提出するのですか。</p> <p>また、建設住宅性能評価書の第二回の検査（躯体工事の完了）報告書の写しを提出すれば、建設住宅性能評価書の取得を途中で取り止めてもよろしいか。</p>	<p>A 四日市市が指定する中間検査の工程を含む工程についての検査報告書の写しをご提出いただくことになります。また、当該検査報告があれば、建設住宅性能評価書の取得を途中で取り止めても、中間検査の対象外であることに影響はありません。</p>
○中間検査時に必要な書類について		
1 3	<p>Q 「壁量計算書及びバランス計算書の添付が無い理由の記載」とは、具体的にどのような場合に、どの様に記載すれば良いのでしょうか？</p>	<p>A 令第46条第2項の規定に適合することにより、令第46条第4項に規定される壁量計算及びバランス計算が不要となる建築物については、確認申請書（第三面）の「18.その他必要な事項」欄及び建築計画概要書（第二面）の「20.その他必要な事項」欄にその旨を記載し、「壁量計算書及びバランス計算書の添付が不要」であることを明記して下さい。</p>
1 4	<p>Q 法第6条の4第1項第3号を除く特例が適用される建築物について確認申請時に添付が省略されている図書は中間検査申請時に添付が必要ですか。</p>	<p>A 不要です。添付を省略する場合、中間検査申請書の第三面の【12.備考欄】に該当する規定により、図書の添付を省略する旨、認定の番号及び日付を記入してください。</p>
1 5	<p>Q 中間検査申請書提出書類の7 各種設計図書「共通」仕様書の中に構造詳細図とあります。この構造詳細図を具体的に言えば、例えば木造であれば「木造」の使用構造材料一覧表等のことですか。どの部位の構造詳細図が具体的に教えてください。</p>	<p>A 「共通」は各種構造で共通の項目になります。ここでの構造詳細図は、建築基準法施行規則第1条の3の表1（は）に規定される構造詳細図と同等です。縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法といった基本情報を記載した図書です。</p> <p>使用構造材料一覧表は「木造」に限らず、各種構造毎に定めており、「共通」の構造詳細図と</p>

		<p>は異なるものです。</p> <p>なお、「共通」と「各種構造」それぞれに係る図書（構造詳細図等）をまとめて作成していただいで結構です。</p>
16	<p>Q 中間検査時提出資料一覧で、確認の特例をうけたもので、検査の特例の適用があるものの場合、今回改正された三重県建築基準法施行細則第8条の3各号に示されている「適合することの確認に必要な図書」は確認審査と同時に事前提出を推奨されると記載されています。建築計画が適法であることを事前に確認するという確認行為の趣旨からすれば、確認審査時点で記載内容の確認についても推奨されるという事ですか。</p>	<p>A 審査の特例で図書が省略されている場合、検査の特例を受ける要件（建築士である工事監理者により適正な工事監理が実施されること）を確認するための図書等が必要となることから、この度の改正にて「適合することの確認に必要な図書」の添付を定めております。審査の特例があるため、あくまでも中間検査申請書に添付する図書等という位置づけですが、中間検査直前に重大な不備が判明すると、工事の円滑な進捗に大きな影響が予想されることから、極力、早い段階で不備を指摘できることが望ましいと考えております。</p> <p>なお、確認申請と同時に「適合することの確認に必要な図書」を提出いただいた場合、「適合することの確認に必要な図書」のみに不備があったとしても確認済証は交付されます。</p>
17	<p>Q 工事監理報告シートは必ず添付が必要ですか。</p>	<p>A 木造建築物では工事監理報告シートをご提出いただいた場合、中間検査申請書第四面への記載を省略することが可能になります。従いまして、中間検査申請書第四面へ記載いただいた場合には、工事監理報告シートの提出は不要です。</p> <p>なお、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造では中間検査申請書第4面に代わる工事監理報告書の提出が必</p>

		須になり、工事監理報告シートの提出は不要です。
18	Q 中間検査時に必要な書類について 設計図書は確認申請時に提出を推奨とありますが 中間検査時に提出でも問題ないですか。壁量計算書のみ 確認申請時に提出、その他基礎伏図等の構造図は中間検査時でも問題ないですか。	A 四日市市では、中間検査の手続きをできる限り円滑に進めるため、比較的審査に時間がかかる壁量計算及びバランス計算の事前提出を推奨しています。 従いまして、壁量計算及びバランス計算とその結果を反映した構造図を先行して提出し、残りの図面を中間検査申請時にご提出いただくようお願いします。
○現場検査の項目について		
19	Q 確認の特例をうけたもので、検査の特例の適用がある建築物の中間検査について、地盤改良結果やJIS等の規格、木造建築物の伝統的工法による継手等も検査の対象となるのですか。	A この度の改正にて、確認の特例をうけたもので、検査の特例の適用がある建築物について、新たに中間検査申請書に添付する書類を定めております。その目的は、検査の特例を受ける要件である【建築士による適切な工事監理】を確認することです。具体的に確認する内容としては「基礎配筋並びに軸組、小屋組の構造耐力上主要な部材の配置・寸法及びそれらの接合金物の配置・仕様」であり、お示しいただいた地盤改良結果等については、原則、確認の対象外としていますが、工事監理等に疑義がある場合は確認することになります。
○工事監理者の現場検査への立ち合いについて		
20	Q 中間検査時に工事監理者の立会いは必須ですか。	A 工事監理者に工事監理の状況について、直接ヒアリングを実施するため、原則立会いは必須になります。
21	Q P.16 7行目 「検査時には工事監理の状況把握のため、原則工事監理者の立会が必要になります。」 とありますが、あくまで「原則」と解してよろしいか。	A 検査の目的である工事監理状況の確認を円滑に行うために、現場検査への工事監理者の立ち合いを求めています。従って、工事監理者へのヒアリング

		なしに工事監理状況が確認できる十分な資料を準備する等、工事監理者が立ち会う場合と同等以上の検査受け入れ態勢が整っていれば、工事監理者の立ち合いを求めないこともあります。
○その他		
2 2	Q 適正な工事監理が実施されていないと判断されるのはどのような場合ですか。	A 工事監理者が現場確認や写真確認を行わずに施工が進められている場合になります。 ヒアリングの結果、適正な工事監理が実施されていないと判断できる場合は、検査の特例の適用はできず、現場での確認事項が多くなるほか、追加報告書等の提出を求める場合もあります。
2 3	Q 誤って中間検査を受けずに後続工程を行った場合はどうすればいいですか。	A 建築基準法第7条の3第7項より中間検査合格証が発行されなければ後続工程の施工はできません。ただちに、工事を停止するとともに確認申請提出先の指定確認検査機関もしくは、建築主事へ検査を求めてください。 また、壁の取り外し等の破壊検査を求める場合があります。
2 4	Q 住宅系建築物について、中間検査の対象となる規模が木造2階建て以上または50㎡以上と規定されていますが、2階建て以下かつ100㎡以下の木造は監理者が必要ないと認識しています。その場合は、中間検査用図書や申請は、誰の責に於いて提出するのですか。 基本中間及び完了検査は、監理者の責に於いて確認と考えています。	A ご質問の規模の工事監理は、法的には資格の有無を問われないため、契約上第三者が工事監理を行わない場合には、申請等に係る責は建築主が負うこととなります。（設計が適法なものである前提です。）しかし、工事監理には適法性の確認等、専門の知識が要求されることとなりますので、有資格者に依ることが望ましいです。

5. 様式

- ・ 工事写真提出参考様式

- ・ 中間検査申請書第4面に代わる工事監理報告書（市細則第2条の3関係）
 - ・ 第3号様式の4（その1）鉄骨造
 - ・ 第3号様式の4（その2）鉄筋コンクリート造

- ・ 工事監理報告シート（共通事項）

- ・ 工事監理報告シート（木造）

工事写真提出参考様式

建築基準法第7条の5により当該工事を設計図書のとおり実施したことを確認しましたので、建築基準法施行規則第4条第1項第二号又は第4条の8第1項第二号（第4条の4の2又は第4条の11の2において準用する場合を含む）に基づき工事写真を次のとおり提出いたします。

この工事写真は、当該工事にかかるもので事実と相違ありません。

- 工事監理者自ら写真撮影を行った。
- 写真又は報告書などにより確認を行った。

工事監理者氏名

（工事監理者が写真に写っている場合は、記名は必要ありません。）

（工事監理者）

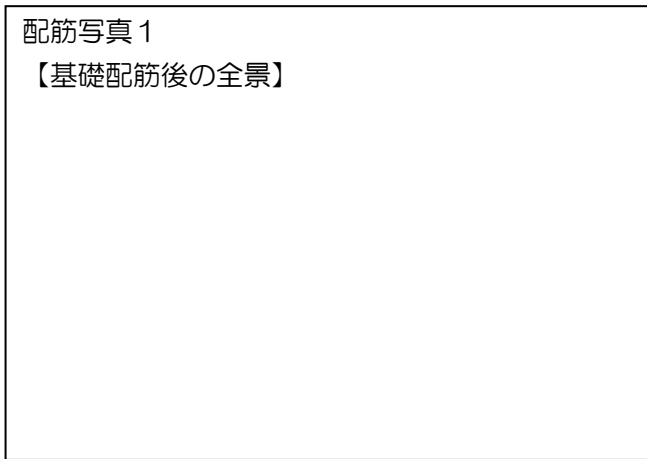
【資格】 （ ） 建築士 （ ） 登録第 号
【建築士事務所名】 （ ） 建築士事務所 （ ） 知事登録第 号

①基礎の配筋の工事終了時【共通】

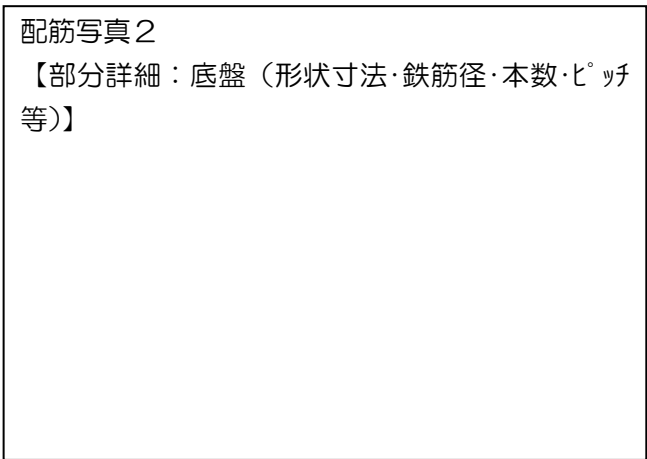
（ 撮影 年 月 日 ）

（ 撮影 年 月 日 ）

配筋写真1
【基礎配筋後の全景】

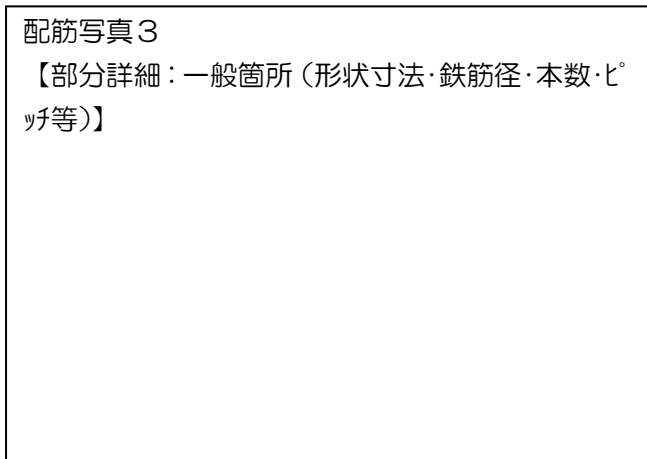


配筋写真2
【部分詳細：底盤（形状寸法・鉄筋径・本数・ピッチ等）】



（ 撮影 年 月 日 ）

配筋写真3
【部分詳細：一般箇所（形状寸法・鉄筋径・本数・ピッチ等）】



②構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時【木造】

(撮影 年 月 日)

軸組等写真1

【柱、筋かい、耐力壁の全景】

(撮影 年 月 日)

(撮影 年 月 日)

軸組等写真2

【部分詳細：柱、梁及び桁の部材寸法、位置、仕口・継手の状況】

(撮影 年 月 日)

軸組等写真3

【部分詳細：土台、床組、火打材、アンカーボルト、金物等の部材寸法、取付状況】

軸組等写真4

【部分詳細：筋かい・耐力壁の部材寸法、位置、仕口の状況】

③屋根の小屋組の工事終了時【木造】

(撮影 年 月 日)

小屋組写真1

【小屋組の全景】

(撮影 年 月 日)

小屋組写真2

【部分詳細：小屋組、振れ止め等の部材寸法、接合金物の取付状況】

※工事名、撮影年月日、工程名及び撮影部位を表示

※写真のサイズは任意ですが、確認した部位が分かるように撮影してください。下部に小黒板等を入れて撮影してください。

②構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時【鉄骨造】

(撮影 年 月 日)

(撮影 年 月 日)

軸組等写真1

【柱、梁、ブレースの全景】

軸組等写真2

【部分詳細：柱、梁及びブレースの部材寸法、位置、仕口・継手の状況】

③平屋の建て方の工事終了時【鉄骨造】

(撮影 年 月 日)

建て方写真1

【平屋の建て方の全景】

※工事名、撮影年月日、工程名及び撮影部位を表示

※写真のサイズは任意ですが、確認した部位が分かるように撮影してください。下部に小黑板等を入れて撮影してください。

②構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時【鉄筋コンクリート造】

(撮影 年 月 日)

(撮影 年 月 日)

軸組等写真1

【柱、壁、梁の全景】

軸組等写真2

【部分詳細：柱、壁の部材寸法、位置、仕口・継手の状況】

(撮影 年 月 日)

軸組等写真3

【柱、壁の鉄筋径・本数・ピッチ、かぶり厚等】

③平屋の屋根版の工事終了時【鉄筋コンクリート造】

(撮影 年 月 日)

(撮影 年 月 日)

平屋の屋根版写真1

【平屋の屋根版の全景】

平屋の屋根版写真2

【部分詳細：屋根版柱梁の仕口・継手の状況】

平屋の屋根版写真3

【屋根版、柱、梁の鉄筋径・本数・ピッチ、かぶり厚等】

※工事名、撮影年月日、工程名及び撮影部位を表示

※写真のサイズは任意ですが、確認した部位が分かるように撮影してください。下部に小黑板等を入れて撮影してください。

中間検査申請書第4面に代わる工事監理報告書

(鉄骨造 No.1)

検査項目	内 容	検査日付	監理者による自主チェック欄		
			検査方法	結 果	手直し 確 認
			A:目視検査 B:計測検査 C:工事監理報告等		
I	1. 加工工場の選定	建築物の規模等認定の条件に見合った生産能力があること	年 月 日 C	良・否	良・否
	2. 材料の品質確認	鋼材、高力ボルトセット、溶接材料の規格・品質等の確認	年 月 日 C	良・否	良・否
	3. 組立精度の確認	開先角度、ルート面、ルートギャップ、くい違い等組立て時の鉄骨の精度	年 月 日 C	良・否	良・否
	4. 製品検査1 (部材の寸法精度測定)	鉄骨部材の寸法精度 (参考:JASS6、鉄骨精度測定指針)	年 月 日 C	良・否	良・否
	5. 高力ボルト接合部の処理	高力ボルト接合部の摩擦接合面の処理、ボルト孔の径・ピッチ・縁端距離等	年 月 日 C	良・否	良・否
	6. 製品検査2 (溶接接合部の品質(※2))	外観検査及び超音波探傷検査の結果確認(参考:JASS6、鉄骨精度測定指針、UT規準(※5))	年 月 日 C	良・否	良・否
II	① 支持地盤	a) 支持地盤の位置、種類、地耐力等の確認	年 月 日 A・C	良・否	良・否
	基礎形状	b) 基礎の種類、くいの工法、長さ、径、位置、偏心等の確認	年 月 日 A・B・C	良・否	良・否
	種類・ベース	c) ベース寸法、主筋の径、本数、位置、偏心による補強等の確認	年 月 日 A・B・C	良・否	良・否
	地中ばり	d) 地中ばりの断面寸法、主筋径、本数、位置、定着方法、継手(位置、長さ)、あばら筋の位置、径、間隔、形状、偏心による補強等の確認(参考:配筋指針「基礎」等)	年 月 日 A・B・C	良・否	良・否
	1. 加工工場の類別	表示板による加工工場の類別グレード確認	年 月 日 A・C	良・否	良・否
	2. 部材の配置	柱、はり、ブレース、床版等の配置(確認添付図書との照合)	年 月 日 A・B・C	良・否	良・否
	3. 部材の寸法・形状	柱、はり、ブレース、床版等の寸法・形状(確認添付図書との照合)	年 月 日 A・B・C	良・否	良・否
	4. 建方精度	架構の建方精度 (参考:JASS6、鉄骨精度測定指針)	年 月 日 A・C	良・否	良・否

(鉄骨造 No.2)

検査項目	内容	検査日付	監理者による自主チェック欄			
			検査方法	結果	手直し確認	
						監理者
II	② 1. 工場溶接部の外観・形状	a) 溶接継目の種類 (突合せ溶接・隅肉溶接)	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
		b) 溶接継目のくい違い	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
		c) アンダーカット、へこみ等の断面欠損	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
		d) 割れ	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
		e) その他の溶接部の外観・形状 (参考:JASS6、鉄骨精度測定指針)	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
	2. 現場溶接部分の組立精度の確認(※4)	開先角度、ルート面、ルートギャップ、くい違い等組立て時の鉄骨の精度	年 月 日	C	良・否	良・否
	3. 現場溶接部分の製品検査(※4)	外観検査及び超音波探傷検査結果 (参考:JASS6、鉄骨精度測定指針、UT規 準(※5))	年 月 日	C	良・否	良・否
	4. 現場溶接部分の外観・形状(※4)	a) 現場溶接部の部位	年 月 日	A・C	良・否	良・否
		b) 溶接継目の種類 (突合せ溶接・隅肉溶接)	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
		c) 溶接継目のくい違い	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
		d) アンダーカット等の断面欠損	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
		e) 割れ	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
		f) その他の溶接部の外観・形状 (参考:JASS6、鉄骨精度測定指針)	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
	③ 1. トルシア形ボルト	a) 現場受入検査(トルク係数値確認・導入)	年 月 日	C	良・否	良・否
		b) ボルトの径、本数、スプライス数、ピッチ・縁あき	年 月 日	A・C	良・否	良・否
c) 締付状態の確認(肌すき・ピンテール破断・マーキングの状態)		年 月 日	A・C	良・否	良・否	
2. JIS形六角ボルト		a) 締付機器の調整、現場受入検査 (導入張力確認試験)	年 月 日	C	良・否	良・否
		b) ボルトの径、本数、スプライス数、ピッチ・縁あき	年 月 日	A・C	良・否	良・否
		c) 締付状態の確認(肌すきの有無・マーキングの状態)	年 月 日	A・C	良・否	良・否

(鉄骨造 No.3)

検査項目	内 容	検査日付	監理者による自主チェック欄			
			検査方法	結 果	手直し 確 認	
						A:目視検査 B:計測検査 C:工事監理報告等
II	④ ブレース接 合部	ブレース接合部の形状・板厚・材質・補 剛材等	年 月 日	A・C	良・否	良・否
	⑤ 柱脚接合部 (露出柱脚)	a) 柱脚接合工法の確認 (認定工法→)	年 月 日	A・C	良・否	良・否
		b) アンカーボルトの保持・埋込方法、ベ ースプレートの材質・形状・板厚	年 月 日	A・C	良・否	良・否
		c) アンカーボルトの材質・径・本数及 び配置とナットの高さ	年 月 日	A・C	良・否	良・否
		d) アンカーボルトの締付状態	年 月 日	A・C	良・否	良・否
		e) スタッドボルトの径・本数・配置	年 月 日	A・C	良・否	良・否
	(根巻き柱脚)	a) 柱脚接合工法の確認	年 月 日	A・C	良・否	良・否
		b) 根巻き部分の高さの確認	年 月 日	A・C	良・否	良・否
		c) 根巻き部分の立上り主筋の本数及び その頂部のかぎ状加工の確認	年 月 日	A・C	良・否	良・否
		d) 立上り主筋の定着長さ(根巻き部分・ 基礎)の確認	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
		e) 根巻き部分の帯筋の確認	年 月 日	A・C	良・否	良・否
		f) スタッドボルトの径・本数・配置の 確認	年 月 日	A・C	良・否	良・否
	(埋込み柱脚)	a) 柱脚接合工法の確認	年 月 日	A・C	良・否	良・否
		b) 柱の埋込み長さの確認	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
		c) 側柱・隅柱のU字形補強筋による 補強の確認	年 月 日	A・C	良・否	良・否
		d) 埋込み部分の鉄鋼のカブリ厚さの確 認	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
		f) スタッドボルトの径・本数・配置の 確認	年 月 日	A・C	良・否	良・否
	⑥ 床スラブ接 合部	a) 床構造の形式 (合成スラブ・)	年 月 日	A・C	良・否	良・否
		b) シヤーコネクター(頭付スタッド)の 施工状況・検査結果	年 月 日	A・C	良・否	良・否

	⑦ 帳壁等の接合部	緊結金物の取付状況	年 月 日	A・C	良・否	良・否
Ⅲ	不具合の処理、検査結果及び工事全般の考察					

※1 検査の方法（A：工事現場で目視により検査する B：工事現場で検査機器等を用いて計測検査する C：工事監理報告等による）

※2 工場で溶接された部分

※3 当該工事で構造耐力上主要な部分の接合に用いる高力ボルト等を選択して記入する

※4 現場溶接がある場合のみ記入

※5 UT規準：日本建築学会「鋼構造建築溶接部の超音波探傷検査規準」

中間検査申請書第4面に代わる工事監理報告書

(鉄筋コンクリート造 No.1)

検査項目	内 容	検査日付	監理者による自主チェック欄			
			検査方法	結果	手直し	
		監理者	A:目視検査 B:計測検査 C:工事監理報告等		良・否	確認 良・否
① 共通	a) 柱、はり、壁、スラブの位置の確認	年 月 日	A・C	良・否	良・否	
	b) かぶり厚さの確保	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否	
	c) 鉄筋の材質(共通)の確認	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否	
② 支持地盤	a) 支持地盤の位置、種類、地耐力等の確認	年 月 日	A・C	良・否	良・否	
	基礎形状	b) 基礎の種類、くいの工法、長さ、径、位置、偏心等の確認	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
	種類・ベース	c) ベース寸法、主筋の径、本数、位置、偏心による補強等の確認	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
	地中ばり	d) 地中ばりの断面寸法、主筋径、本数、位置、定着方法、継手(位置、長さ)、あばら筋の位置、径、間隔、形状、偏心による補強等の確認(参考:配筋指針「基礎」等)	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
③ 一般階主筋	a) 柱径寸法、主筋の径、本数、配置(方向)、偏心による補強等の確認(参考:配筋指針「基礎ばり」等)	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否	
	b) 2段筋の位置(間隔)の確認(参考:JASS5「鉄筋間隔・あきの最小寸法」等)	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否	
	最上階主筋	c) ・柱頭鉄筋の止まり高さ、主筋の出隅のフックの確認 ・最上階の主筋のはりに対する定着確認(参考:配筋指針「柱頭(最上階)の配筋」等)	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
			年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
	最下階主筋	d) 最下階の主筋の基礎に対する主筋の基礎に対する定着確認(参考:配筋指針「柱脚(最下階)の配筋」等)	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
	定着・継手	e) 主筋の継手位置の確認(参考:JASS5「鉄筋間隔・あきの最小寸法」等)	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
		f) ふかしの大きさによる配筋補強確認(参考:配筋指針「柱・梁の打増しコンクリート補強筋」等)	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
	帯筋	g) 鉄筋径、間隔、本数(副帯筋共)及び形状の確認(参考:配筋指針「帯筋、副帯筋の一般形状」等)	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
h) 主筋絞り部、折曲げ部の帯筋補強の確認(参考:配筋指針「柱筋の絞り位置と絞り方」等)		年 月 日	A・B・C	良・否	良・否	

(鉄筋コンクリート造 No.2)

検査項目	内 容	検査日付	監理者による自主チェック欄			
			検査方法	結 果	手直し 確 認	
						A:目視検査 B:計測検査 C:工事監理報告等
③ 帯筋	i) 仕口部分の帯筋の配置確認(参考:配筋指針「帯筋の配筋間隔について」等)	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否	
	j) 第一帯筋と柱頭拘束帯筋の位置確認(参考:配筋指針「帯筋の配筋間隔について」等)	年 月 日	A・C	良・否	良・否	
	k) 帯筋のフック形状、あそび及び結束の確認(参考:配筋指針「帯筋の一般形状」等)	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否	
④ はり主筋	a) はり断面寸法、はり主筋の径、本数及び位置の確認	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否	
	b) 中吊り筋の間隔の確保、長さ確認(参考:JASS5「鉄筋間隔・あきの最小寸法」及び配筋指針「はり端部・中央部の配筋」等)	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否	
	定着・継手	c) はり筋の定着長さ、位置確認(参考:JASS5「梁筋の定着」、RC規準「仕口への定着」等)	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
		d) 重ね継手の位置と長さ確認(参考:JASS5「梁筋の継手の位置」「鉄筋の重ね継手の長さ」等)	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
		e) はり筋出隅部の末端フック確認	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
	ふかし、貫通孔補強	f) ふかしの補強方法が適切か、貫通孔補強筋の確認(評定品の仕様確認)(参考:配筋指針「柱・梁打増しコンクリート補強筋」等)	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
	あばら筋	g) あばら筋の径、本数(副あばら筋共)とピッチの確認	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
		h) あばら筋のフック形状、あそび及び結束の確認(参考:配筋指針「あばら筋の形状」等)	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
	片持ばり 小ばり	i) 片持ばり主筋の定着、あばら筋位置確認(参考:配筋指針「片持ちばりの配筋」等)	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
		j) 小ばり配筋の位置と定着確認(参考:配筋指針「小ばりの端部・中央部の配筋」「定着」等)	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
⑤ スラブ筋	a) スラブ厚寸法、鉄筋のピッチと径の確認	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否	
	b) 主筋配置(短辺・長辺とバンド配筋)と支持条件の確認	年 月 日	A・C	良・否	良・否	
	定着・重ね継手	c) 定着の長さ与方法(はり定着、隣接スラブ定着、段差スラブ定着)	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否

(鉄筋コンクリート造 No.3)

検査項目	内 容	検査日付 監 理 者	監理者による自主チェック欄			
			検査方法 A:目視検査 B:計測検査 C:工事監理報告等	結 果	手直し 確 認	
						良・否
⑤ 定着・重ね継ぎ手 補強筋等	d) 片持スラブの定着と上端筋位置確保(先端壁有無)(参考:配筋指針「帯筋の配筋間隔について」等)	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否	
	e) 継手の位置と長さ(参考:配筋指針「床スラブ継手位置等」等)	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否	
	f) 床スラブの出入隅部の補強(参考:配筋指針「床スラブに関するその他の事項」等)	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否	
	g) 開口部補強配筋確認(参考:RC規準等)	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否	
	h) 階段部配筋と補強筋確認(参考:配筋指針「階段」等)	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否	
	i) 設備配管による補強は考慮されているか	年 月 日	A・C	良・否	良・否	
⑥ 壁筋 定着・重ね継ぎ手 補強筋等	a) 壁厚寸法、鉄筋のピッチと径の位置(土圧壁主筋・階段受け筋)の確認	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否	
	b) 定着確認(はり、柱、スラブ、壁定着)(参考:JASS5及び配筋指針「壁筋の定着」等)	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否	
	c) 重ね継手の位置と長さの確認(参考:JASS5及び配筋指針「壁筋の継手の位置」等)	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否	
	d) 開口補強配筋確認(参考:配筋指針「壁開口補強」等)	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否	
	e) スリット(完全・部分)の位置、形状及び配筋確認(参考:構造規定「スリットの配置及び詳細」等)	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否	
⑦ 設備配管等 ガス圧接継手 特殊鉄筋継手 型枠並びに既存打設部分状況確認	a) 設備配線管(CD管等)の配置確認	年 月 日	A・C	良・否	良・否	
	b) 形状(参考:JASS5「ガス圧接継手」等)	年 月 日	A・C	良・否	良・否	
		c) 強度確認(参考:JASS5「ガス圧接継手」等)	年 月 日	C	良・否	良・否
	d) 認定、評定工法の確認	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否	
	e) 型枠及び支柱の締付け、清掃状況確認(参考:JASS5「型枠の検査」等)	年 月 日	A・C	良・否	良・否	
		f) ジャンカ処理、型枠材等木片撤去補修確認確認(参考:JASS5「不具合とその修理方法の例」等)	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
		g) 基礎、柱、はり、床板、壁躯体寸法の確認	年 月 日	B・C	良・否	良・否
		h) 型枠支柱存置期間の確認	年 月 日	A・C	良・否	良・否
		i) コンクリート打設後の養生(参考:JASS5「養生」等)	年 月 日	A・C	良・否	良・否

(鉄筋コンクリート造 No.4)

検査項目	内 容	検査日付	監理者による自主チェック欄		
			検査方法	結 果	手直し 確 認
		監 理 者	A:目視検査 B:計測検査 C:工事監理報告等		
⑦ 型枠並びに既存 打設部分状況確 認	j) コンクリートの調合及び圧縮強度 の確認 (参考:JASS5「調合」等)	年 月 日	A・C	良・否	良・否
⑧ 不具合の処置 及び検査結果 の考察					

工事監理報告シート【共通事項】

確認項目	内 容	検査日付	監理者による自主チェック欄			
			検査方法	結 果	確 認 手直し	
			A：目視検査			良・否
			B：計測検査 C：書類検査			
全体	<u>確認の表示</u>	表示板の設置状況	年 月 日	A	良・否	良・否
	<u>危険の防止</u>	危険防止の措置状況	年 月 日	A	良・否	良・否
集団規定	<u>敷地・配置</u>	敷地の形状・寸法・高低差、がけ等（擁壁含む）の状況	年 月 日	A・B	良・否	良・否
		道路との接続の状況	年 月 日	A・B	良・否	良・否
		道路の幅員	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
		敷地内通路	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
		建物の位置・寸法	年 月 日	A・B	良・否	良・否
	<u>道路斜線等</u>	緩和規定の適用状況	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
		各部分の高さ	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
	<u>全般</u>	敷地の形状	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
建ぺい率、容積率		年 月 日	A・B・C	良・否	良・否	
基礎工事(RC)	共通	かぶり厚さの確保	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
	使用建築材料の品質	鉄筋の材質（共通）の確認	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
		コンクリートの品質（JIS規格適合、プレキャストコンクリートを除く）の確認	年 月 日	C	良・否	良・否
		コンクリートの圧縮強度試験結果が設計基準強度以上であること	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
	支持地盤	支持地盤の位置、種類、地耐力等の確認	年 月 日	A・C	良・否	良・否
	基礎形状	基礎の種類、くいの工法、長さ、径、位置、偏心等の確認	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
	種類・ベース	ベース寸法、主筋の径、本数、位置、偏心による補強等の確認	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
地中ばり	地中ばりの断面寸法、主筋径、本数、位置、定着方法、継手（位置、長さ）、あばら筋の位置、径、間隔、形状、偏心による補強等の確認（参考：配筋指針「基礎」等）	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否	
その他	木造の屋外階段	材料の種類、構造及び防腐措置の確認	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否

※1 検査の方法（A：工事現場で目視により検査する B：工事現場で検査機器等を用いて計測検査する C：工事記録等の書類を検査する）

※2 下線の内容は 特例の適用外の項目です。

工事監理報告シート【木造】

確認項目		内 容	検査日付	監理者による自主チェック欄		
				検査方法	結 果	手直し 確 認
				A：目視検査		
				B：計測検査		
C：書類検査						
① 全体	材料の品質確認	・木材及び木材以外の規格品質	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
		・節、腐れ等の有無	年 月 日	A・C	良・否	良・否
		・部材の配置、寸法	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
② 軸組 工法	接合部	・筋かいの端部における仕口 (筋かいプレートによる接合状況)	年 月 日	A・C	良・否	良・否
		・軸組の柱脚及び柱頭の仕口 (ホルダウ金物等による緊結状況)	年 月 日	A・C	良・否	良・否
	土台	・基礎との緊結状況の確認 (アンカボルトの材質、形状、寸法及び配置)	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
		・継手又は仕口の接合方法	年 月 日	A・C	良・否	良・否
	柱	・柱、通し柱の接合状況の確認	年 月 日	A・C	良・否	良・否
		・切り欠きの補強状況の確認	年 月 日	A・C	良・否	良・否
	はり	・横架材の中央部下側の欠け込みの有無	年 月 日	A・C	良・否	良・否
	床組	・火打ち材の設置状況の確認	年 月 日	A・C	良・否	良・否
		・床高さの確認	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
		・床下換気孔もしくはねこ土台の設置状況の確認	年 月 日	A・B・C	良・否	良・否
	筋かい、耐力壁	・欠込み部の補強の状況	年 月 日	A・C	良・否	良・否
		・耐力壁の配置及び種類の確認	年 月 日	A・C	良・否	良・否
	小屋組	・火打ち材及び振止めの配置	年 月 日	A・C	良・否	良・否

	防腐措置等	・地面から1m以内の防腐防蟻措置状況の確認	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
③ 枠組み壁工法	土台及び基礎	・土台の設置位置の確認	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		・基礎との緊結状況の確認（ア ンカーボルトの材質、形状、寸法及び配置）	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
	床版	・床根太間隔	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		・床版に設ける開口部の補強	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		・耐力壁直下の床根太の補強	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		・床材の厚さ	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		・床版の各部材相互及び床版の枠組材と土台または頭つなぎとの緊結	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		・転び止めの設置状況	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
	耐力壁	・耐力壁の配置（壁量計算書の提出）	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		・相互の距離、耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		・たて枠相互の間隔	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		・耐力壁の隅角部及び交さ部	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		・耐力壁のたて枠と直下の枠組みとの緊結部	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		・頭つなぎの設置状況の確認	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		・耐力壁線上に設ける開口部の幅	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		・各部分の緊結	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
	横架材	・床根太、天井根太の中央部下側の欠け込みの有無	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
	小屋組	・たるき相互の間隔	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		・たるきまたはトラスと頭つなぎ及び上枠との緊結	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		・振れ止め	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否

		・各部分の緊結	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
	防腐措置等	・土台と基礎の接する部分の下地の防水紙（もしくはねこ土台）	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		・土台の防腐処理	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		・地面から1m以内の防腐防蟻措置状況の確認	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		・外周部の腐朽及びしろあり防止措置	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		・腐食、常時湿潤状態となる部分のさび止め塗装	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
不具合の処理、検査結果及び 工事全般の考察						

※1 検査の方法（A：工事現場で目視により検査する B：工事現場で検査機器等を用いて計測検査する C：工事記録等の書類を検査する）

6. 関連告示、事務連絡等

- ・「建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定について」
令和3年3月1日四日市市告示第58号
- ・「四日市市建築基準法施行細則」
昭和53年1月23日四日市市規則第6号 【抜粋】
- ・「プレキャストコンクリート製品を使用する工事の工程に係る中間検査について(技術的助言)」
平成19年7月18日国住指第1648号
- ・「改正法施行の前後における建築確認と工事着工に係る規定の適用関係について」
平成19年4月23日事務連絡
- ・「建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について」
平成11年5月1日 建設省住指発第201号 建設省住街発第48号 【抜粋】

○建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定について（令和3年3月1日
四日市市告示第58号）

建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定について

令和3年3月1日
四日市市告示第58号

1 中間検査を行う区域

四日市市全域

2 中間検査を行う期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

(1) 新築（改築を含む。）の建築物で、法第27条第1項第1号、第2号（法別表第1（2）項から（4）項までに係る部分を除く。）又は第3号に該当するもの。

(2) 新築（改築を含む。）の建築物で、一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、下宿及び寄宿舎の用途に供する部分（居室を有するものに限る）の床面積合計が50㎡を超えるもの又は一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、下宿及び寄宿舎の用途に供する部分（居室を有するものに限る）が2階以上の階にあるもの。

4 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表のとおりとする。なお、特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物の工事に係るものとし、附属建築物以外の建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事（中間検査の対象となる用途・規模の部分を含むものに限る）の工程に係るものとする。

なお、附属建築物（居室を有するものに限る）が中間検査の対象となる場合の特定工程及び特定工程後の工程については、当該附属建築物の工事に係るものとする。

主要な構造		特定工程	特定工程後の工程
ア	鉄骨造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事
イ	鉄筋コンクリート造	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合は主要な構造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋（プレキャストコンクリート版にあつては接合部）工事	特定工程の配筋（プレキャストコンクリート版にあつては接合部）を覆うコンクリートを打設する工事
ウ	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打設する工事

エ	木造	屋根工事及び構造耐力上主要な軸組工事（枠組壁工法及びプレハブ工法にあっては屋根工事及び耐力壁の工事）	壁の外装工事及び内装工事、その他小屋組及び構造耐力上主要な軸組（枠組壁工法及びプレハブ工法にあっては小屋組及び耐力壁）を覆う工事
---	----	--	--

(注)

- (1) 2以上の構造を併設している場合は、エキスパンションジョイント等により構造上分離となる場合には、中間検査の対象となる用途及び規模の部分を含む部分の構造を主要な構造とみなす。また、構造上一体となる場合には、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造とみなす。
- (2) 階数が3以上となる木造の建築物で、最上階まで通し柱が施工される等の理由により、建築物全体の構造耐力上主要な軸組工事から屋根工事までの工事工程が連続的に行われる場合以外の場合については、ア欄（鉄骨造）の規定を準用する。
- (3) 主要な構造が上記の表のいずれにも該当しない場合は、同表中類似する構造の欄の規定を準用する。

5 この告示の適用除外

次の建築物については、この告示の規定は適用しない。

- (1) 法第7条の3第1項第1号に規定する工程を含む建築物
- (2) 法第18条の適用を受ける建築物
- (3) 法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等である建築物
- (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条第3項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける予定の建築物で、法第7条の3第1項第2号に規定する工程に相当する箇所の工事完了時に、品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が検査を行い、同法第3条の2第1項に規定する評価方法基準に適合することが同機関から交付される検査報告書により確認できる建築物
- (5) 平成14年国土交通省告示第411号に規定する丸太組構法を用いた建築物
- (6) 法第85条第6項又は第7項の許可を受けた建築物

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和3年7月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。ただし、2の項の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 施行日前に法第6条第1項の規定又は同法第6条の2第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物に対するこの告示の適用については、なお従前の例による。

(旧告示の廃止)

- 3 建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定について（平成30年四日市市告示第262号。以下「旧告示」という。）は、令和3年3月31日限り廃止する。ただし、旧告示において中間検査の対象となる建築物で、施行日前に法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた建築物については、旧告示は、なおその効力を有する。

附 則（令和4年6月2日四日市市告示第410号）

この告示は告示の日から施行する。

附 則（令和6年2月27日四日市市告示第78号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（完了検査申請書に添付する書類）

第 2 条の 2 省令第 4 条第 1 項第 6 号（第 2 号及び第 3 号に該当する建築物にあつては、省令第 4 条の 4 の 2 で準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。ただし、これらの図書のうち既に建築主事又は指定確認検査機関に提出した図書については、同種の図書を添付することを要しない。

(1) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又はこれらの構造とその他の構造とを併用する建築物で、3 階以上のもの又は床面積が 500 平方メートルを超えるものにあつては、次に掲げる図書

ア 鉄骨工事施工状況報告書（第 3 号様式の 2）

イ コンクリート工事施工結果報告書（第 3 号様式の 3）

(2) 政令第 114 条第 1 項の適用を受ける建築物（界壁が法第 6 条の 4 第 1 項第 2 号に該当するものを除く。）にあつては、界壁の工程写真

(3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「品確法」という。）第 6 条第 3 項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける予定の建築物で、法第 7 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する工程に相当する箇所について、品確法第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関により検査が行われることを理由に、中間検査の適用除外となるものにあつては、品確法第 3 条の 2 第 1 項に規定する評価方法基準に適合することが確認できる検査報告書の写し

(4) その他建築主事が必要と認めて指示した図書

（中間検査申請書に添付する書類）

第 2 条の 3 省令第 4 条の 8 第 1 項第 4 号（第 2 号に掲げる建築物にあつては、省令第 4 条の 11 の 2 で準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。ただし、これらの図書のうち既に建築主事又は指定確認検査機関に提出した図書については、同種の図書を添付することを要しない。

(1) 中間検査申請書第 4 面に代わる工事監理報告書（第 3 号様式の 4）

(2) 法第 6 条第 1 項第 4 号に規定する建築物にあつては、次に掲げる建築物の構造種別等に応じ、それぞれに定める図書

ア 木造 政令第 3 章第 3 節の規定に適合することの確認に必要な図書

イ 鉄骨造 政令第 3 章第 5 節の規定に適合することの確認に必要な図書

ウ 鉄筋コンクリート造 政令第 3 章第 6 節の規定に適合することの確認に必要な図書

エ 鉄骨鉄筋コンクリート造 政令第 3 章第 6 節の 2 の規定に適合することの確認に必要な図書

オ 政令第 80 条の 2 の適用を受ける建築物の構造 同条の規定に適合することの確認に必要な図書

カ 基礎の構造 政令第 38 条各項の規定に適合することの確認に必要な図書

(3) その他建築主事が必要と認めて指示した図書

2 前項の規定は、法第 18 条第 19 項の規定による通知について準用する。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日四日市市規則第 22 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の 2 及び第 2 条の 3 の改正は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

各都道府県建築行政主務部長殿

国土交通省住宅局建築指導課長

プレキャストコンクリート製品を使用する工事の工程に係る中間検査について（技術的助言）

一定の共同住宅に対する中間検査の義務付けについては、「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の施行について」（平成 19 年 6 月 20 日付け国住指第 1331 号、国住街第 55 号）により、国土交通省住宅局長から都道府県知事あて通知したところであるが、階数が 3 以上である共同住宅の 2 階の床及びこれを支持するはりにプレキャストコンクリート製品が使用される場合は、下記の点に留意されたい。

なお、階数が 3 以上である共同住宅以外の建築物において、床及びこれを支持するはりにプレキャストコンクリート製品が使用される場合について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条の 3 第 1 項第二号に規定する特定工程に指定することが望ましい。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方をお願いします。

なお、国土交通大臣及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

- (1) 2 階の床及びこれを支持するはりとしてプレキャストコンクリート製品を配置し、それらを接合する工事の場合、建築基準法第 68 条の 20 第 2 項に規定する中間検査の特例を除き、工事を終えたときに中間検査を申請しなければならない工程は、プレキャストコンクリート製品の配置後、当該製品を接合するための鉄筋を配置する工事の工程となること。ただし、プレキャストコンクリート製品の配置後、当該製品を接合するための鉄筋を配置する工事の工程がない場合は、当該製品を配置する工事の工程となること。
- (2) 2 階の床及びこれを支持するはりとなるプレキャストコンクリート製品について、当該製品の製造に係る品質管理に関する各種の記録と、確認審査等に関する指針（平成 19 年国土交通省告示第 835 号）第 4 第 3 項第二号に定める確認に要した図書との整合性を把握するため、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。）第 4 条の 8 第 1 項第五号に定める書類又は施行規則第 4 条の 11 の 2 において準用する施行規則第 4 条の 8 第 1 項第五号に定める書類として、必要な書類を中間検査申請書の第四面に添付させ、中間検査時に当該内容を確認すること。この場合の必要な書類としては、ミルシートその他材料の品質を証する書類、工場における配筋の寸法・精度検査、コンクリートの製造、運搬、打設、養生等の試験・検査に関する書類、工場におけるコンクリート打設前の配筋の状況がわかる写真、プレキャストコンクリート製品の受入検査の書類等が想定されること

平成 19 年 4 月 23 日事務連絡

各都道府県建築行政主務部長殿

国土交通省住宅局建築指導課

改正法施行の前後における建築確認と工事着工に係る規定の適用関係について

建築行政の推進については、日頃よりご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。 さて、ご承知のとおり、平成 19 年 6 月 20 日から「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 92 号）が施行されることとなっております。

今回の改正においては、構造計算適合性判定制度の導入や階数が 3 以上の共同住宅に対する中間検査の義務付けなど大幅な改正事項が措置されているところですが、施行期日や経過措置など改正法令の適用関係について多くの照会を受けていることを踏まえ、別紙のとおり、改正法施行の前後における建築確認と工事着工に係る規定の適用関係を整理したので、参考にして下さい。

また、貴管下の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対して、この旨周知して下さい。

なお、国土交通省においては、平成 19 年度におきましても建築基準法第 77 条の 31 第 1 項に基づく検査を抜き打ち形式で行う予定であり、改正法施行前後における確認検査業務が適正に行われているかどうかについては、特に重点的に検査する予定であることを申し添えます。

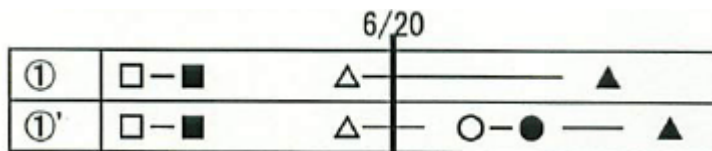
別紙

改正法施行の前後における建築確認と工事着工に係る規定の適用関係

○ 改正法の規定の適用関係（法 3 条 2 項、法 6 条 5 項、法附則 3 条 1 項）をもとに整理すると、以下のとおりとなる。

□確認申請 ○計画変更の確認申請 △着工
■確認済証 ●計画変更の確認済証 ▲竣工

(1) 着工が法施行前



新構造基準適合	適合性判定	中間検査
不要	不要	不要
	不要	必要

① : 法施行前の工事着工のため、新構造基準（改正後の法第 20 条）適合は、不要
法施行前の確認申請のため、適合性判定、中間検査ともに不要

①' : 法施行前の工事着工のため、新構造基準（改正後の法第 20 条）適合は、不要
法施行前の確認申請であるが、法施行後の計画変更のため、改正後の手続規定が適用（適合性判定、中間検査）される。（新たな指針に基づく確認が必要（図書も改正後の施行規則による））

ただし、適合性判定については、改正法第 6 条第 5 項において、「（改正後の）法第 20 条（新構造基準）に適合するかどうかを審査するとき」に、建築主事が知事に求めるとされており、当該ケースでは、改正後の法第 20 条の適用がなく、結果として、適合性判定の手続きは必要ない。

(2) 着工が法施行後

		6/20	
②	□—■	△——▲	
②'	□—■	○—● △——▲	
②''		□—■ △——▲	
③		□——■ △——▲	

新構造基準適合	適合性判定	中間検査
必要	不要	不要
	必要	必要
	必要	必要
	不要	不要

② : 法施行後の工事着工のため、新構造基準（改正後の法第 20 条）適合は、必要
法施行前の確認申請のため、適合性判定、中間検査ともに不要

（ただし、新構造基準適合に適合しないまま着工すると、違反建築物となるため、計画変更の確認申請手続きが必要 → ②' になる可能性大）

②' : 法施行後の工事着工のため、新構造基準（改正後の法第 20 条）適合は、必要
法施行後の計画変更のため、改正後の手続規定が適用（適合性判定、中間検査）

②'' : 法施行後の確認申請、工事着工のため、適合性判定、中間検査、新構造基準
（改正後の法第 20 条）適合は、すべて必要

③ : 法施行後の工事着工のため、新構造基準（改正後の法第 20 条）適合は、必要
法施行前の確認申請のため、適合性判定、中間検査ともに不要

（新構造基準適合を前提に審査が行われるが、適合性判定、中間検査は不要）

別紙

参考：適用される規定

①改正法の規定は、平成 19 年 6 月 20 日から施行される。

法附則第 1 条（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

②改正法の規定の施行の際現に工事中の建築物については、法令改正等によって不適合となった場合、その適合していない規定について適用が除外される。

法第 3 条第 2 項（適用の除外）

2 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用しない。

③改正法附則において、経過措置がおかれており、構造計算適合性判定及び中間検査については、法施行後に確認申請がなされる建築物に適用し、法施行前の確認申請がなされる建築物については、なお従前の例による、とされている。

法附則第3条（建築基準法の一部改正に伴う経過措置）

新基準法第6条第4項（新基準法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）、第6条第5項から第12項まで若しくは同条第13項（新基準法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）、第6条の2第3項から第8項まで若しくは同条第9項（新基準法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）、第7条の3（第3項及び第七項を除き、新基準法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）、第7条の4（第2項、第6項及び第7項を除き、新基準法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）又は第18条第3項若しくは第12項（これらの規定を新基準法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）、第18条第4項から第11項まで若しくは同条第17項から第21項まで（これらの規定を新基準法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日以後に新基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項（これらの規定を新基準法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は新基準法第18条第2項（新基準法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物について適用し、この法律の施行前に第1条の規定による改正前の建築基準法（以下「旧基準法」という。）第6条第1項若しくは第6条の2第1項（これらの規定を旧基準法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は旧基準法第18条第2項（旧基準法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物については、なお従前の例による。

都道府県知事 殿

建設省住宅局長

建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について

建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号。以下「改正法」という。）については、平成 10 年 6 月 30 日付け建設省住指発第 329 号・建設省住街発第 71 号（以下「公布通達」という。）により通達したところであるが、今般、その一部（指定確認検査機関による建築確認・検査制度の創設、中間検査制度の創設、準防火地域内における木造三階建て共同住宅に係る規制の緩和、一定の複数建築物に対する制限の特例等並びに台帳の整備及び閲覧制度の整備に関する部分）が、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 11 年政令第 5 号。以下「整備等政令」という。）、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成 11 年建設省令第 13 号。以下「指定機関省令」という。）及び建築基準法施行規則の一部を改正する省令（平成 11 年建設省令第 14 号。以下「改正省令」という。）とともに、平成 11 年 5 月 1 日から施行されることとなった。

改正法のうち、今回施行される部分の細目及び運用方針は、下記のとおりであり、貴職におかれては、関係市町村に対しても速やかにこの趣旨を周知徹底されるとともに、今後の施行に遺憾のないよう措置されたい。なお、本通知のうち消防同意制度及び消防法の取扱いに係る部分については、消防庁と協議済みであることを念のため申し添える。

記

第 1（省略）

第 2 中間検査制度の創設について（法第 7 条の 3 及び施行規則第 4 条の 8 から第 4 条の 11 まで関係）

改正法により特定行政庁が、施工中に検査することが必要な工事の工程を特定工程として指定した場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、中間検査を受けなければならない、特定行政庁が定める特定工程後の工程の工事は、中間検査合格証が交付された後でなければ、施工してはならないこととしたところである。今般、改正省令において建築主事に中間検査を申請する場合の様式及び添付書類、特定行政庁が行う特定工程の指定に関する事項等について定めた。

今回の中間検査制度の創設の趣旨は、建築物の安全性確保のために、適切な工事監理が行われていない蓋然性の高い建築物等を対象として特定工程の指定を行い、当該建築物について施工段階における現場検査の受検を義務化することとしたものである。各特定行政庁においては、中間検査の制度の創設の趣旨を踏まえ、別紙 2 の「中間検査実施指針」の定めるところにより、積極的に特定工程を指定されたい。

第 3～第 8（省略）

別紙 1（省略）

別紙 2

中間検査実施指針

第 1 特定工程及び特定工程後の工程の指定の考え方

1 基本的な考え方

中間検査の特定工程については、建築基準法（以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項において「その地方の建築物の建築の動向又は工事に關する状況その他の事情を勘案して、区域、期間及び建築物の構造、用途又は規模を限り、建築物に關する工事の工程のうち当該工事の施工中に建築主事が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査することが必要なもの」を指定することとされている。

この考え方は、建築物の着工動向や工事の状況等から判断して、違反の発生のおそれが大きく、かつ、安全上検査の必要性の高い建築物の部分を検査するための工事の工程を、建築物が建築される区域や中間検査を実施する期間を定め、かつ、建築物の構造、用途又は規模を特定して指定するということである。

2 指定する中間検査を行う期間

期間とは、特に大規模開発等により一定期間建築着工数が増加し、その期間において違反建築の発生が増加する可能性が高い場合などを想定して期間を定めることとしたものである。このような状況が想定されない場合には、3年から5年程度を期間として定め、この期間終了時に当該指定に係る建築物の中間検査の結果、工事監理の状況、違反の状況等を勘案し、特定工程の再指定を行うかどうかを決定する必要がある。なお、期間の終了前であっても、工事監理が適切に実施され違反の発生のおそれがないと判断される場合など指定の必要がなくなったと認められるときには、法第7条の3第9項の規定に基づき、速やかに指定の解除を行う必要がある。

3 指定する特定工程の例

一 構造別の特定工程の例

阪神・淡路大震災における被災建築物において多く見られた不適合事例を勘案すると、建築物の構造ごとに、次に掲げるような工程が中間検査の対象となりうるものと考えられる。

- ① 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の鉄骨の溶接部分又は柱脚部分を検査できる工程として、鉄骨の建方工事の工程、柱脚工事の工程等
- ② 木造建築物の基礎、柱、はり、筋かい等の接合部又は耐力壁の部分を検査できる工程として、基礎の配筋工事の工程、柱、はり及び筋かいの建方工事の工程、耐力壁の合板等の張り付け工事の工程等
- ③ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の鉄筋の部分を検査できる工程として、基礎、一定の階の柱及びはりの接合部又は耐力壁の配筋工事の工程等

二 大規模建築物における特定工程の指定方法

大規模建築物にあつては、同一階を複数の工区に分けて施工されることがあるが、このような場合には、特定の工区の工程を指定することも可能である。

4 対象とする建築物の例

中間検査の対象とする建築物は、それぞれの地域の違反の状況等に応じて指定すべきものであるが、例えば次のようなものが想定される。

- ① 一戸建ての住宅又は長屋で階数が3以上の建築物、軟弱な地盤の区域に建築される建築物、密集した市街地の狭小な敷地に建築される建築物等。この場合には、建築される区域、敷地の規模及びその接道状況、延べ面積、建ぺい率、容積率、階数等を限って指定することが考えられる。
- ② 地域防災計画等に位置づけられた避難路、避難地、広域輸送道路等に面する建築物。この場合には、建築される区域、延べ面積、階数等を限って指定することが考えられる。
- ③ 不特定かつ多数の者が利用する特殊建築物その他の一定規模以上の建築物（一定規模以上の劇場、映画館、共同住宅、病院、ホテル、福祉施設、学校、百貨店、飲食店、事務所等）。この場合には、用途、延べ面積、階数、構造等を限って指定することが考えられる。

5 特定工程の指定と解除

特定行政庁においては、1から4までの考え方及び例示を参考に、違反建築パトロールの結果、建築着工統計、開発行為の調査等により、地域の違反建築物の状況、建築着工の動向等を十分把握した上で、検査の実施体制を勘案して、安全上の観点から検査の必要性の高い建築物について特定工程の指定を行う必要がある。また、特定工程の指定後に、違反の状況等から新たに特定工程を指定する必要性が生じた場合には、指定の追加等適切に対応する必要がある。なお、工事監理が適切に実施され違反の発生のおそれが少ない建築物については、中間検査の必要性は低いと考えられる。したがって、工事監理の状況を十分踏まえ、特定工程の指定又は指

定の解除を行う必要がある。

6 特定工程後の工程の指定

法第7条の3第6項において「特定行政庁が第1項の指定と併せて指定する特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。」とされており、中間検査を適確に行うために、特定工程に係る部分の検査が困難となるような工程の工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、施工することができないこととされている。したがって、特定工程の内容に応じて、その検査が困難になるような工事は特定工程後の工程として指定する必要がある。例えば、特定工程が鉄骨の建方工事、鉄筋の配筋工事又は木造の建方工事であれば、それぞれ耐火被覆の工事、コンクリートの打設工事又は仕上げ材の工事を特定工程後の工程として指定することが考えられる。

7 特定工程等の公示及び建築主への周知

建築基準法施行規則（以下「施行規則」という。）第4条の11の規定により、特定工程及び特定工程後の工程の指定をしようとする場合には、当該指定をしようとする工程の中間検査を開始する日の30日前までに、区域、期間、建築物の構造、用途又は規模、特定工程、特定工程後の工程等を公示することとされている。中間検査制度は今般創設された新たな手続きであり、また工事への影響もあることから、できるだけ早期に公示するとともに関係者への十分な周知が必要である。特に、中間検査開始日以降は、既に施工中の建築物（今般の改正法施行以前に確認申請が出されたものを除く。）についても検査を受ける義務が生じることから、着工後に特定工程の指定を受け特定工程に係る工事が終了していないと考えられる建築物の建築主等に対しては、中間検査を受ける必要がある旨を連絡するなどにより周知徹底を図る必要がある。

第2 中間検査の方法

1 検査の基本的な考え方

中間検査は、工事中の建築物が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査するものである。したがって、特定工程が終了した段階で、既に施工されているすべての部分及びその敷地が適法であるかどうかを検査しなければならない。

この場合の検査は、破壊検査まで行って適法性を検査することは技術的にも困難であり、経済的にも申請者に過大な負担をかけることとなることから、従来の完了検査と同様に、原則として、外部から目視又は寸法測定等により適法性が検査できる範囲で行うことで足りるものと考えられる。

2 書面との照合

検査にあたっては、中間検査申請書に記載された工事監理の状況等を参照した上で、目視、寸法測定等により確認の申請書（法第18条に規定する国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物にあつては計画通知書。以下同じ。）及びその添付図書との照合を行うものとする。また、確認の申請書及びその添付図書のみでは照合できない部分については、法第12条第3項の規定に基づき、必要に応じて設計図書、構造計算書等の建築基準関係規定に適合することを確かめるための書類の提出を求めて照合を行う必要がある。

3 書面との不整合がある場合の措置

確認の申請書及びその添付図書と不整合の部分がある場合には、その変更内容が施行規則第3条の2に規定する軽微な変更該当する場合を除き、設計変更に係る確認の手続きを指導し、その結果を踏まえ再度変更箇所の検査を行う必要がある。また、軽微な変更該当する場合には、その変更内容を確認した上で変更箇所の検査を行う。ただし、仕様規定との照合により確認できる場合など検査の現場において容易に法令との照合が可能な部分については速やかに検査を行い、その後法第12条第3項の規定による報告を求めるなど柔軟な対応が必要である。

4 溶接等に係る検査

鉄骨造の溶接部分、高力ボルトの接合部分及び鉄筋の圧接部分については、欠陥や施工についての基準が必ずしも明確ではないが、溶接欠陥やボルトの締付け不良等がある場合には、その欠陥等を前提に構造安全性を検証している場合を除き、建築基準法施行令（以下「令」という。）第67条第2項又は第73条第2項から第4項までの規定に適合しないものと考えられる。したがって、まず「建築工事標準仕様書 JASS6 鉄骨工事」（社）日本建築学会編）付則6「鉄骨精度検査基準」、6・6 締付け後の検査、「鉄筋のガス圧接工事標準仕

様書」((社)日本圧接協会編)7・2 外観検査、9・7 熱間押抜法における検査(3)を除く。)等を参考にし、欠陥の有無、締付け不良等を検査し、疑義がある場合には非破壊検査等工事監理時に行った検査結果の報告を求め、確認する必要がある。

5 検査の特例

法第7条の5の対象となる建築物のうち、施行規則第4条の15の定めるところにより建築士である工事監理者によって設計図書のとおりに工事が実施されたことが確認されたものについては、中間検査において、令第13条の2に定められた構造、防火等のいわゆる単体規定の一部の規定が検査の対象法令から除外されていることから、中間検査では、構造、防火等に関する特定工程を指定した場合、当該規定についての検査を行わないこととなる。施行規則第4条の15では、中間検査申請書を審査し、必要に応じ、法第12条第3項の規定による報告を求めて行うこととされており、申請書のうち特に施行規則別記第二十六号様式の第4面の記載事項及び添付された写真等を審査し、少なくとも建築基準関係規定に関連する部分について建築士である工事監理者によって設計図書のとおりに工事が実施されたことが確認されているかどうかを適切に判断する必要がある。さらに、その内容だけでは判断できない場合には、必要に応じて法第12条第3項により工事監理の状況についての補足的な報告を求め、その内容から判断する必要がある。

第3 中間検査の手続

中間検査の手続として、法第7条の3第2項の規定により建築主は特定工程に係る工事終了後4日以内に中間検査の申請を行うこととされ、同条第4項の規定により建築主等は申請受理後4日以内に検査を実施することとされている。また、同条第6項の規定により中間検査終了後建築主等が交付する中間検査合格証を受けた後でなければ、特定工程後の工程に係る工事の施工はできないこととされている。よって、施工者は中間検査合格証の交付を受けるまで施工を中断することとなる。このため、施工の中断期間の短縮化を図り、工事を大幅に遅延させることのないよう、次のような措置を講じる必要がある。

- 一 中間検査申請前に、施工者から特定工程の工事終了予定日の連絡を求め、相互に調整の上中間検査予定日を定めること。この場合、可能な限り検査予定日は特定工程工事終了予定日とすること。
- 二 中間検査が終了し、申請に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していると認めるときは、原則として検査日に、遅くとも検査の翌日までに中間検査合格証を交付すること。

第4 完了検査との関係

完了検査においては、中間検査の際に検査された建築物の部分及びその敷地については再度検査を行わなくてもよいこととなっており、完了検査の手数料も特定行政庁が検査が不要となる部分を勘案して手数料の額を減額して定めることとなっている。しかし、中間検査終了後に変更の工事が行われ中間検査時と異なる状況となっている場合には、完了検査時に改めて検査を行う必要がある。

完了検査時に検査不要部分を判断することができるように、中間検査の申請時に添付される確認申請書及びその添付図書の副本を中間検査終了後に返却する場合に、副本に中間検査を行った範囲を記載しておく等完了検査時に中間検査の範囲がわかるよう措置することが必要である。また、計画の変更が行われている場合には、中間検査時の建築物の状況と合致するよう変更内容を明示しておく必要がある。

第5 指定確認検査機関による中間検査

指定確認検査機関が中間検査を引き受けた場合の取扱いについては、各機関の確認検査業務規程において定めることとなるが、指定確認検査機関の指定に際しては、上記の趣旨を踏まえ、適切な中間検査の方法、手続等を定めるよう指導する必要がある。

以降(省略)

7. 参考図書

- 建築構造審査・検査要領 一実務編 検査マニュアルー2012年版
- 建築工事監理指針 令和元年版
- 公共建築工事標準仕様書 建築工事編 平成31年版